

# 平成13年度 入札制度改善白書

～入札制度改善行動計画の推進状況について～

平成14年9月

入 札 等 監 理 委 員 会

## は じ め に

道は、農業農村整備事業に関し、平成11年10月20日に公正取引委員会の立入調査が行われたことを極めて重大な事態として受け止め、数次にわたる調査により公共工事全般に関わる入札手続等の実態や課題が明らかにされる中で、平成12年4月、今後3年間にわたり行うべき改善事項を示す入札制度改善行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しました。

行動計画は、「競争性の促進」、「不当な関与の排除」及び「実効性の確保」を基本的な視点として、公共工事に係る入札制度を企業の経営努力や創意工夫が的確に反映される制度に改善することを目的としております。また、推進に当たっては、入札・契約業務に携わる職員はもとより、すべての道職員の徹底した意識改革を図るとともに、関係部局が全力を挙げて改善事項に取り組むこととしています。

今回の白書は、行動計画のもとに2年を経過し、これまで様々な改善事項の取組がなされておりますので、どのように具体的な措置が講ぜられ、また、どのように入札・契約手続の中に浸透しているのかを明らかにするために、昨年と同様に、入札等監理委員会がまとめたものです。

第1章の「入札制度改善行動計画の推進状況について」では、行動計画に掲げているすべての項目について、平成12年度及び13年度の取組状況（関連するデータは平成13年度末の実績値）を取りまとめ、第2章の「入札等監理委員会の活動について」では、平成13年度における監理委員会の活動状況などを記述し、第3章の「行動計画の着実な推進について」は、おおむね平成13年8月末時点における取組状況などをもとに記述しています。

今後とも、入札制度改善委員会が策定した「入札制度等の改善方策」に示されている基本的視点にのっとり、広く道民のご意見等をいただきながら、さらにより良い入札制度づくりに努めてまいります。

[備考]

入札制度改善行動計画の策定等に係る経緯

- 平成11年10月20日 本庁農政部、上川支庁等に対する公正取引委員会の立入調査
- 11月1日 「入札手続等調査委員会」を設置
- 12月24日 「入札手続等調査第一次報告」を公表(入札手続等調査委員会)
- 〃 「入札制度改善委員会」を設置
- 平成12年3月27日 「入札手続等調査第二次報告」を公表(入札手続等調査委員会)
- 3月28日 「入札制度等の改善方策」を答申(入札制度改善委員会)
- (注) 「入札制度等の改善方策」とは、民間から3人の顧問をメンバーに加えた出納長を委員長とする「入札制度改善委員会」が、公正で透明性の高い、競争性を備えた入札制度を確立するための方策としてとりまとめ、知事に提出したものです。
- 入札制度等の改善方策の基本的視点
- 道としては、すべての事業発注が税金を元に道民の負託によって行われることを十分認識するとともに、今後、道が行うすべての発注業務について、業者に対する不正な関与はもとより談合など違法な行為を助長するようなことは、一切行わないことを強く決意しなければならない。
- また、このような決意を実効あるものにするため、発注者の恣意的判断の入り込む余地のない制度の採用、手続の客観性を高めるための積極的な情報の公開や競争性が発揮されやすい条件の整備など、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を高めるとともに、ルール違反に対する措置の強化など不正な行為を防止するための措置を講じる必要がある。
- 4月27日 「入札制度改善行動計画」を決定
- 5月1日 「入札指導監察監」を設置
- 6月6日 「入札等監理委員会」を設置

# 目 次

はじめに

## 第1章 入札制度改善行動計画の推進状況について

### 競争性の促進

1	一般競争入札の拡大	1
(1)	大規模な工事に対する一般競争入札の拡大	1
(2)	地域限定型一般競争入札の本格実施	2
2	指名競争入札の改善	3
(1)	「ランダム・カット式」指名競争入札への移行	3
(2)	公募型指名競争入札の拡大	10
(3)	工事希望型指名競争入札の導入	11
(4)	指名競争入札の基準等の見直し	12
ア	指名基準の具体化及び明確化	12
イ	新規参入者の指名の促進	14
ウ	入札参加者の指名数の拡大	15
エ	指名業者名の公表	15
オ	指名選考委員会の運営の充実強化	15
カ	指名選考過程の公表	16
キ	資格制度の見直し	16
3	VE方式の試行拡大	17
4	実施目標の設定	17
	不当な関与の排除	
1	公正な入札の確保	21
(1)	公正な入札を妨げる行為の禁止	21
(2)	不良不適格業者等の排除	22
ア	競争入札参加資格の厳格化	22
イ	法令違反等への厳正な対処	23
ウ	指名停止措置の強化	23
(3)	公正な入札の確保	24
ア	低入札価格調査制度の活用	24
イ	分割発注の適正化	24
ウ	明確な入札条件の提示	25
(4)	予定価格の取扱い	25
ア	予定価格の秘密性の確保	25
イ	予定価格の事後公表の充実	25
ウ	予定価格の事前公表の試行	26
(5)	随意契約の適切な採用	27

(6) 談合情報の取扱いの適正化 .....	29
2 積極的な情報の公開 .....	34
(1) 入札執行の透明性の確保 .....	34
(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善 .....	35
実効性の確保	
1 行動計画の推進体制 .....	36
(1) 入札等監理委員会の設置 .....	36
(2) 推進部門の設置 .....	37
2 支庁における入札関係業務等の執行体制 .....	37
3 「入札制度改善白書(仮称)」の公表 .....	38

## 第2章 入札等監理委員会の活動について

1 入札等監理委員会の開催状況について .....	39
(1) 第1回入札等監理委員会 .....	39
(2) 第2回入札等監理委員会 .....	39
(3) 第3回入札等監理委員会 .....	39
(4) 第4回入札等監理委員会 .....	40
2 事後点検調査の実施について .....	40
3 建設業界との意見交換の実施について .....	41
4 発注機関職員との意見交換の実施について .....	43
5 入札手続等の改善に関する知事への意見の申出について .....	43

## 第3章 行動計画の着実な推進について

1 これまでの取組に対する評価と今後の推進について .....	46
(1) 取組全般に対する評価と今後の推進について .....	46
(2) 個別の取組に対する評価と今後の推進について .....	47
2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の施行について .....	54
3 公共工事の効率的な執行について .....	55

おわりに .....	56
------------	----

## 巻末資料

## 第1章 入札制度改善行動計画の推進状況について

### 競争性の促進

#### 1 一般競争入札の拡大

##### (1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を漸次現行の25億円以上から5億円以上に拡大する。  
(行動計画 - 1 - (1))

#### 制度の改正状況

公共工事に係る契約締結の方法としては、地方自治法上、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の三つの方式があり、制度上、一般競争入札が原則とされています。

これまで、道の公共工事における一般競争入札の対象は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する国が定める額(25億円)以上のものとしていましたが、行動計画では、これを5億円以上に拡大することとしました。

このため、対象工事を予定価格5億円以上のものとする制限付一般競争入札実施要領(「制限付一般競争入札実施要領の制定について」平成12年5月31日付け建第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)が定められました。

<条件付一般競争入札(25億円以上)>

~ 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される工事の請負契約で、資格を定めて行う一般競争入札

<制限付一般競争入札(5億円以上)>

~ 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札

#### 実施状況

平成13年度において、条件付・制限付一般競争入札による5億円以上の工事は11件で、その状況は次のとおりです(平成12年度、7件実施)。

表1 条件付・制限付一般競争入札の状況

(単位：千円、者)

区分	発注機関	工 事 契 約 名	予定価格	契約金額	参加者数
条 付	札幌土現	道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換(上部工場製作工・架設工)工事1工区	3,603,485	3,549,000	9
	札幌土現	道道岩見沢石狩線岩見沢大橋架換(上部工場製作工・架設工)工事2工区	3,822,011	3,801,000	9
	旭川土現	道道夕張新得線道路改良(赤岩トンネル)工事	8,497,829	8,452,500	13
制 限 付	小樽土現	3.3.2大川橋線1種改築(大川橋架設)工事(債務)	890,631	866,250	10
	小樽土現	共和・岩内下水道管渠新設工事(債務)	1,829,667	1,816,500	11
	函館土現	道道洞爺虻田線道路改良(擁壁工)工事	1,059,167	1,050,000	5
	函館土現	町道まきば通線道路改良(まきばトンネル)工事	857,483	829,500	12
	旭川土現	天人峡美瑛線天人橋架換(上部工)工事	1,591,380	1,554,000	11
	帯広土現	道道音調律陣屋線道路改良(音調律トンネル)工事	1,684,421	1,664,250	10
	帯広土現	3.3.120宝来南通宝来橋新設工事(上部工)	1,093,376	1,076,250	11
帯広土現	十勝川流域下水道浄化センター機械濃縮機増設機械工事	898,727	866,250	11	

(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施

一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施する。  
 行き過ぎた地域要件の設定は、競争性を制限することにつながるため、競争性の確保に十分配慮する。  
 (行動計画 - 1 - (2))

制度の改正状況

地域限定型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する要件を定めた制度で、道では、平成10年度から試行としてスタートしていますが、地域要件の設定に配慮しながら、これを本格的に実施するため、地域限定型一般競争入札実施要領(「地域限定型一般競争入札実施要領の制定について」平成12年8月10日付け建情第818号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)が定められました。

実施状況

平成13年度において、地域限定型一般競争入札によるものは、工事で667件、委託で66件であり、その状況は次のとおりです(平成12年度、工事678件、委託49件実施)。

表2 地域限定型一般競争入札の入札件数

(単位：件、%、者)

区 分		農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
工 事	件 数	110	2	130	17	408	667
	落 札 率	91.7	88.4	93.9	89.5	93.0	92.9
	入札者数(最大)	33	13	23	13	42	42
	入札者数(最少)	4	10	1	3	2	1
	入札者数(平均)	14	12	8	7	12	11
委 託	件 数	37	1	-	-	28	66
	落 札 率	71.8	94.1	-	-	79.8	75.5
	入札者数(最大)	39	18	-	-	32	39
	入札者数(最少)	3	18	-	-	3	3
	入札者数(平均)	20	18	-	-	16	18

(注) 落札率は、予定価格と契約金額を対比した1件ごとの割合を単純加算し、件数で割ったものである。以下同じ。

## 2 指名競争入札の改善

### (1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への移行

指名に関する恣意性を排除するため、指名選考委員会において従来より具体的で明確な指名基準に基づき一旦業者を選考し、さらに無作為な選定を行う「ランダム・カット式」指名競争入札に移行する。  
(行動計画 - 2 - (1))

#### 制度の改正状況

いわゆる「受注調整」が長年にわたり組織的かつ構造的に行われてきたことなどから、指名選考における恣意性を排除し、その透明性を高めるため、選考過程に機械的なプロセスを加え、従来の選考方式をランダム・カット式に改めることとしました。

この方式は全国的にも例のない取組であり、各発注機関での円滑な実施のため「ランダム・カット式」指名競争入札実施方針(『ランダム・カット式』指名競争入札実施方針の策定について)平成12年5月1日付け局総第97号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)を定め、平成12年5月から8月までを試行期間とし、各発注機関で試行を行いました。

この間、3回にわたって実施状況の調査を行うとともに、業界や発注機関等からの意見等を集約し、検討を行い、ランダム・カット式指名選考実施要領(「ランダム・カット式指名選考実施要領の制定について」平成12年8月28日付け局総第382号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)を定め、併せて、ランダム・カットの処理の根拠を明確にするため、「指名競争入札参加者指名基準運用方針」の一部改正を行い、本格実施に移行しました(「指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について」平成12年8月28日付け局総第381号出納局長通



達)。

ランダム・カット式指名選考とは、指名基準及び同運用方針に基づき、競争入札参加資格者について指名予定数を超える数(指名候補者として指名予定数の1.5倍の数を目途とする。)まで絞り込み等を行った上、当該絞り込み等を行った結果、残った者のうちから無作為に指名予定数を超える数だけ除外し、除外されずに残った者を当該指名競争入札の参加者として指名選考する方法であり、指名競争入札(公募型、簡易公募型、工事希望型を除く。)により行う農政部、水産林務部及び建設部が所管する公共事業等に係る工事の請負契約を対象としました。

その後、指名予定数の1.5倍の指名候補者の確保が困難な場合があるといった課題に対処するため、工事場所による業者の偏在など特別な理由により、指名候補者が指名予定数の1.5倍の数を下回る場合にあっては、指名予定数の1.5倍の数を無理に確保するような選定を行わないことなどが定められました(「ランダム・カット式指名選考の運用について」平成13年7月24日付け局総第312号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

なお、ランダム・カット式指名選考が本格実施となって、一年経過する中で、この実態を把握するため、次のとおり調査を実施しました。

## (調査の概要)

### 1 目的

平成12年8月末から本格実施されたランダム・カット式指名選考の実態を把握するため調査し、ランダム・カット式指名選考をより良い制度とするための資料とする。

### 2 調査対象

平成12年8月28日から平成13年8月31日までに実施された一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び建築工事に係る指名選考(ランダム・カット式指名選考実施要領に基づくもの)

### 3 調査対象機関

建設部建築整備室(平成13年4月以降は、出納局入札管理室が入札事務を所掌)、支庁、土木現業所及び道有林管理センター

### 4 主な調査項目

- ・ランダム・カット式指名選考の処理件数等
- ・業者別カット率
- ・地元業者がカットされた件数
- ・連続カットの件数 など

## (調査の結果)

### (1)ランダム・カット式指名選考の処理件数等

#### ア ランダム・カット式指名選考の処理件数

ランダム・カット式指名選考の処理件数は、表3のとおりです。

表3 発注機関別ランダム・カット式の処理件数

(単位：件)

区分	建設部 建築整備室(建築)	支 庁				土木現業所		道有林 管理センター (森林)	道民の 森センター (建築)	計
		農業	水産	森林	建築	土木	建築			
ランダム・ カット式の 処理件数	81	1,270	12	235	41	2,661	9	174	1	4,484
		1,558				2,670				
上記のうち、指名予定数の1.5倍を下回った件数	20 (24.7%)	220 (17.3%)	10 (83.4%)	62 (26.4%)	13 (31.7%)	289 (10.9%)	3 (33.3%)	39 (22.4%)	0 (0%)	656 (14.6%)
		305 (19.6%)				292 (10.9%)				

(2) 事業者別カット率

ア カット率の分布状況

(ア) 調査対象工事に係るランダム・カット式指名選考におけるカット率の分布状況(全体)は、表4のとおりです。カット率の分布は、指名候補者として選定された回数が少ない事業者の分布が多くなる低カット率(0%以上10%未満)及び高カット率(90%以上100%以下)の両端が多くなっているものの、カット率の分布は、20%から60%までの範囲を中心に、全範囲に分布しています。

なお、事業者別カット率は次により算定しています。

$$\text{カット率(\%)} = \text{ランダム・カットされた回数} \div \text{指名候補者として選定された回数} \times 100$$

表4 カット率分布状況(全体)

(単位：者)

カット率の範囲	0~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50~60%未満	60~70%未満	70~80%未満	80~90%未満	90~100%以下	合計
事業者数(比率%)	2,778 (32.8%)	467 (5.5%)	1,116 (13.2%)	1,177 (13.9%)	629 (7.4%)	1,000 (11.8%)	336 (4.0%)	82 (1.0%)	31 (0.4%)	848 (10.0%)	8,464 (100%)

(注) 発注機関ごとに各事業者のカット率の分布をまとめた上で、これらを合計した数値である(以下、表5、表6において同じ。)

(イ) 表4のうち、選定回数3回以下の事業者のカット率の分布状況は、表5のとおりです。

表5 選定回数3回以下の事業者のカット率分布状況

(単位：者)

カット率 の範囲	0~10 %未満	10~20 %未満	20~30 %未満	30~40 %未満	40~50 %未満	50~60 %未満	60~70 %未満	70~80 %未満	80~90 %未満	90~100 %以下	合計
事業者数 (比率%)	2,428 (57.7%)	- (-)	- (-)	312 (7.4%)	- (-)	487 (11.6%)	143 (3.4%)	- (-)	- (-)	836 (19.9%)	4,206 (100%)

(ウ) 選定回数4回以上の事業者のカット率の分布状況は、表6のとおりです。

表6 選定回数4回以上の事業者のカット率分布状況

(単位：者)

カット率 の範囲	0~10 %未満	10~20 %未満	20~30 %未満	30~40 %未満	40~50 %未満	50~60 %未満	60~70 %未満	70~80 %未満	80~90 %未満	90~100 %以下	合計
事業者数 (比率%)	350 (8.2%)	467 (11.0%)	1,116 (26.3%)	865 (20.3%)	629 (14.8%)	513 (12.0%)	193 (4.5%)	82 (1.9%)	31 (0.7%)	12 (0.3%)	4,258 (100%)

#### イ 延べ事業者数及びカット率の平均値(表7)

ランダム・カット式指名選考においては、指名予定数の1.5倍の指名候補者数を選定した上で、指名予定数になるようにランダム・カットを行うため、カット率の理論値は33.3%となるが、表3で記載のとおり、指名予定数の1.5倍を下回った割合が全体で14.6%あったため、カット率の平均値は、理論値よりも小さい30.9%でした。

表7 延べ事業者数及びカット率の平均値

(単位：者%)

区分	建設部建築整備室 (建築)	支 庁				土木現業所		道有林管理センター (森林)	道民の森センター (建築)	計
		農業	水産	森林	建築	土木	建築			
延べ事業者数	710	2,949	149	850	251	2,986	105	453	11	8,464
		4,199				3,091				
カット率の平均値	30.4	31.7	22.2	29.9	28.3	32.6	33.8	32.9	36.4	30.9

(3) 地元業者がカットされた件数

地元業者がランダム・カット式指名選考によりすべてカットされた件数は、表8のとおりでした。指名候補者に地元業者が入っていた件数のうち、当該地元業者がすべてカットされたものは、3,139件中403件で、その割合は12.8%でした。

なお、この調査における「地元業者」とは、対象工事の施工場所の所在する市町村の区域に本店を置く業者としました。

表8 地元業者がすべてカットされた件数

(単位：件)

区分	建築整備室 (建築)	支 庁				土木現業所		道有林管理センター (森林)	道民の森センター (建築)	計
		農業	水産	森林	建築	土木	建築			
ランダム・カットの件数 A	81	1,270	12	235	41	2,661	9	174	1	4,484
Aのうち指名候補者に地元業者が入っていた件数 B	69 (85.2%)	763 (60.1%)	9 (75.0%)	166 (70.6%)	24 (58.5%)	1,970 (74.0%)	7 (77.8%)	130 (74.7%)	1 (100%)	3,139 (70.0%)
Bのうち地元業者がすべてランダム・カットされた件数	2 (2.9%)	135 (17.7%)	1 (11.1%)	26 (15.7%)	2 (8.3%)	218 (11.1%)	0 (0%)	19 (14.6%)	0 (0%)	403 (12.8%)

#### (4) 連続カットの件数

同一日の指名選考において3回以上連続してカットされた件数及び3回以上の連続した指名選考委員会（同一日でないもの）においてすべてカットされた件数は、それぞれ表9及び表10のとおりです。

表9 同一日の指名選考において3回以上連続してカットされた件数（単位：件）

区 分	建築整備室	支 庁	土木現業所	道有林管理 センター	道民の森 センター	計
3回	0	101	89	7	0	197
4回	0	14	26	1	0	41
5回以上	0	0	8	0	0	8
計	0	115	123	8	0	246

表10 3回以上連続した指名選考委員会（同一日でないもの）において  
すべてカットされた件数（単位：件）

区 分	建築整備室	支 庁	土木現業所	道有林管理 センター	道民の森 センター	計
3回	0	28	175	1	0	204
4回	0	4	47	1	0	52
5回以上	0	1	30	0	0	31
計	0	33	252	2	0	287

この実態調査の結果、ランダム・カット式指名選考により除外される比率の高い事業者又は連続して除外される事業者がいるなど、指名機会に不均衡を生じていることが明らかになったため、指名機会の均衡による公平な競争を促進する観点から、指名候補者数の目途を、指名予定数の「1.5倍」の数から、「1.2倍」の数に引き下げることにしました（「ランダム・カット式指名選考実施要領等の一部改正について」

平成13年12月20日付け局総第601号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

また、この改正の通知では、併せて「入札・契約事務に携わる職員は、今後も、当該入札・契約事務に関し事業者への不当な関与はもとより、不正な入札を助長するような行為は行わないことを徹底し、履行成績や履行経験など指名基準の選定基準の適切な運用を図り、客観的で適正な指名選考に努めること」があらためて留意事項として周知されました。

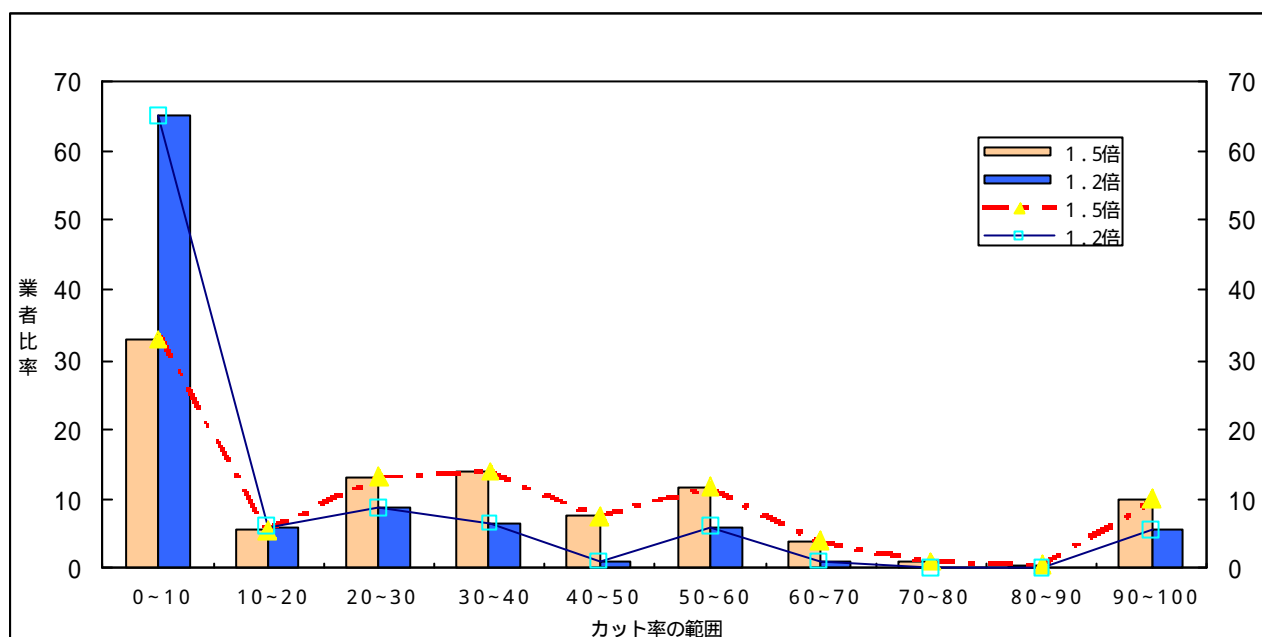
なお、指名予定数の「1.5倍」の数から「1.2倍」の数に引き下げたことによるランダム・カット式指名選考の状況は次のとおりです。

表11 指名候補者数の1.5倍と1.2倍のデータ対比表

区 分	1.5倍		1.2倍	
	H12.8～H13.8 (約1年間)		H14.1～H14.7 (7ヶ月)	
ランダム・カットの件数	4,484件		1,891件	
上記のうち指名予定数の1.5倍(1.2倍)を下回った件数(割合)	656件(14.6%)		35件(1.9%)	
カット率の平均	30.9%		14.8%	
選定回数4回以上の業者のうち当該業者のカット率が上位の事例	7回選定7回カット(100%) 1者	4回選定4回カット(100%) 1者	5回選定5回カット(100%) 1者	4回選定3回カット(75%) 2者
	4回選定4回カット(100%) 9者	6回選定4回カット(66.7%) 1者		
地元業者が全てカットされた件数(割合)	403件(12.8%)		59件(4.6%)	
連続カットの件数(同一日)	246件		2件	
連続カットの件数(同一日でないもの)	287件		2件	

(注) 「1.2倍」に係る数値は、平成14年1月1日から7月31日までに実施された一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事及び建築工事に係る指名選考(ランダム・カット式指名選考実施要領に基づくもの)を対象に行った実態調査の結果によるものである(次表において同じ。)

表 1 2 業者別カット率の分布対比グラフ



(2) 公募型指名競争入札の拡大

公募型指名競争入札の対象とする工事を技術的難易度の高いものに加えて、漸次 3 億円以上 5 億円未満の工事に拡大する。 (行動計画 - 2 - (2))

制度の改正状況

公募型指名競争入札は、あらかじめ工事概要、要件等を公表し、応募した者の中から技術的な審査を行った上で、競争入札参加者を選考して行う入札制度であり、道においては、平成 6 年度から実施し、平成 10 年の改善策において運用の拡大を行っています。

この制度は、参加希望業者が応募する時に、あらかじめ配置予定技術者を特定しなければならないこととしており、技術者数の少ない企業にとってはこのことが負担となるため、これを簡略化した簡易公募型指名競争入札実施要綱(「簡易公募型指名競争入札実施要綱の制定について」平成 12 年 6 月 15 日付け建情第 466 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)を定め、公募型指名競争入札の拡大を図りました。

<簡易公募型指名競争入札の対象となる工事>  
 地形地質条件及び代表的工種や構造等から定まる施工上の技術的難度が比較的容易で、おおむねの数量等を示すことにより工事の全体量を計ることが可能な工事のうち、支出負担行為担当者が適当と認めたもの。

## 実施状況

平成13年度において、公募型指名競争入札による工事は252件、簡易公募型指名競争入札による工事は1,723件で、その状況は次のとおりです（平成12年度、公募型指名競争入札による工事192件、簡易公募型指名競争入札による工事567件実施）。

表13 公募型指名競争入札の入札件数（VE含む。）（単位：件、%、者）

区 分		農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
公 募 型	件 数	25	-	-	21	210	256
	落 札 率	97.6	-	-	97.8	97.9	97.9
	入札者数(最大)	29	-	-	14	18	18
	入札者数(最少)	3	-	-	4	2	2
	入札者数(平均)	9	-	-	8	8	8
簡 易 型	件 数	595	114	175	75	772	1,731
	落 札 率	96.5	97.5	97.3	95.9	97.5	97.1
	入札者数(最大)	56	18	23	33	42	56
	入札者数(最少)	1	3	3	4	2	1
	入札者数(平均)	15	16	11	13	13	14

### (3) 工事希望型指名競争入札の導入

受注意欲を反映するとともに技術的適性を把握するため、指名業者の選考に先立って、受注希望の確認をする工事希望型指名競争入札を導入する。

（行動計画 - 2 - (3)）

## 制度の改正状況

工事希望型指名競争入札は、あらかじめ募った有資格者の中から20者程度に工事概要等を示し、応募した者の中から技術的な審査を行った上で、競争入札参加者を選考して行う入札制度であり、受注意欲を反映した指名競争を実施すべきとの「入札制度等の改善方策」（以下「改善方策」という。）を踏まえ、平成12年8月から試行しています（「工事希望型指名競争入札の試行に関する取扱いについて」平成12年8月28日付け事調第1223号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

### < 工事希望型指名競争入札 >

#### ・対象工事

農政部長、水産林務部長及び建設部長がそれぞれ別に定める工事のうち、地形地質条件、施工条件等の技術的特性を勘案して、部局長が必要と認めたもの

#### ・手順

知事が定めた資格を有するもののうちから、希望する工事の内容、当該工事の規模、地域的特性を勘案して、技術資料の提出を求める業者を20者程度選択

発注機関において、提出された技術資料を審査し、結果を指名選考委員会に報告



### 実施状況

平成13年度の工事希望型指名競争入札による工事は、農政部門1件、建築部門1件、土木部門45件の計47件でその状況は次のとおりです（平成12年度、土木部門で14件実施）。

表14 工事希望型指名競争入札の入札件数 (単位：件、%、者)

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
件 数	1	-	-	1	45	47
落 札 率	96.9	-	-	99.3	97.5	97.5
入札者数(最大)	19	-	-	10	19	19
入札者数(最少)	19	-	-	10	6	6
入札者数(平均)	19	-	-	10	10	10

#### (4) 指名競争入札の基準等の見直し

入札参加者の指名手続の透明性、公正性をより一層高めるため、基準等の見直しを行う。

なお、公共工事以外の入札・契約についても可能な限り、取り組むものとする。

(行動計画 - 2 - (4))

#### ア 指名基準の具体化及び明確化(行動計画 - 2 - (4) - ア)

##### 制度の改正状況

指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、入札参加者の指名についての基準を定めるものとされています（北海道財務規則第160条）。

従来の「指名競争入札参加者指名基準」及び「同運用方針」は、指名競争入札に参加する者に必要な最低限の基準（共通的基準及び事業別基準）を示したものであり、指名すべき者を選定するための基準ではなかったことから、基準を満たす者のうち、誰を選定するかは各発注機関の裁量に任されていました。

改善方策において、入札参加者の指名に当たって、発注者の恣意的判断を働きにくくするため、より具体的で明確な基準を定めるべきとの提言がなされたことを踏まえ、基本的基準及び6つの選定基準を定め、契約内容によって取捨選択し、適用順位を定めた上で指名選考を行うこととしました。

新たに「選定基準」を定めたことから、発注機関はこれに拘束されることとなり、統一された指名選考が行われることとなります。

また、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指名実績のない者（新規参入者）を選定しなければならないこととしています（「指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基

準運用方針の一部改正について」平成12年6月27日付け局総第238号出納局長通達)。

< 基本的基準 >

・ 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

・ 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

・ 経営規模的適性

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

（注）経営規模的適性については、様々な観点からその適性についてのチェックを行う必要があることから、平成14年3月28日付け局総第838号出納局長通達（指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準の一部改正について）で、「指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる者であること」に改正されました。

・ 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

< 選定基準 >

・ 受注意欲

公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲がある旨の意思表示をしている者であること。

・ 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約の履行経験を有している者であること。

・ 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

・ 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者に対

象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

・機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

・個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、個別に必要と認められる基準に該当する者であること。

イ 新規参入者の指名の促進（行動計画 - 2 - (4) - イ）

制度の改正状況

競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、指名実績のない者（新規参入者）を選定することとしました。

指名基準の改正に当たっては、過去に指名実績のない者を指名する場合の基準を明確にし、その場合、他官庁や民間の実績を考慮することとしました。

< 指名実績のない者の選定基準 >

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

< 運用方針 >

「履行能力の有無の確認」とは、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等による確認をいうものとする。

また、「契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、当該指名実績のない者を選定しなければならない」とは、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者の選定の適否、選定数を十分検討し、その結果、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合には、指名実績のない者を選定することをいうものとする。

実施状況

表15 平成13年度における部門別の新規指名業者数（単位：者）

区分	農政	水産	林務	建築	土木	合計
新規指名業者数	58 (147)	33 (0)	118 (125)	93 (4)	70 (73)	372 (349)

（注）農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事、一般土木工事に係る新規指名業者数。（ ）内は平成12年度の新規指名業者数。

ウ 入札参加者の指名数の拡大（行動計画 - 2 - (4) - ウ）

制度の改正状況

競争性の促進を図るため、指名競争入札の指名数の下限をこれまでの5者から7者へ引き上げました（「北海道財務規則の一部を改正する規則」（平成12年北海道規則第231号）、「北海道財務規則の運用方針の一部改正について」（平成12年5月1日付け局総第84号総務部長、出納局長通達）。

一般土木工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、建築工事における工事等級区分に対応した指名業者数の目安を次のとおり改めました（「建設工事等における入札事務の取扱いについて」平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

（単位：者）

等級工事	改正後	改正前
A等級工事	15	10
B等級工事	10	7
C等級工事以下	7	5

エ 指名業者名の公表（行動計画 - 2 - (4) - エ）

制度の改正状況

指名通知後の指名業者名の公表時期については、不正行為防止の観点から検討を行うべきとの改善方策の提言を踏まえ、入札手続の透明性を高め、談合をしにくくするための対応が必要との考えのもと、指名業者名の公表時期を指名通知後から入札執行時としました（『工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて』の一部改正について」平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

なお、指名業者名の公表時期については、その後、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の施行などに伴い、「入札執行時」から「入札終了後」に改められました（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」）。

オ 指名選考委員会の運営の充実強化（行動計画 - 2 - (4) - オ）

制度の改正状況

指名選考委員会は、公正な指名競争入札を執行するために設置を義務付けていることから、指名選考委員会の成立要件や議決要件を3分の2以上としたことに加え、書面の回議をもって会議に代えるいわゆる持ち回り審議を行わないこととしました（『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について」平成12年5月1日付け局総第90号出納局長通達）。

カ 指名選考過程の公表（行動計画 - 2 - (4) - カ）

制度の改正状況

指名選考委員会における審議の透明性を図る観点から、指名選考の過程及びその理由、議決の状況等について公表することとしました（前記「『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について」）。

なお、入札契約適正化法等においても同様の規定が盛り込まれています。

キ 資格制度の見直し（行動計画 - 2 - (4) - キ）

制度の改正状況

競争参加希望者の経営状況や施工能力に関する客観的事項及び主観的事項について審査した結果を点数化し、その総合点数に応じ配列した上で、工事の規模に対応するA～D等の等級に区分する仕組み（いわゆる「格付け」）を採用しており、各等級別に契約予定金額の基準（いわゆる「発注標準」）を設定しています。

平成10年の中央建設業審議会で、「競争性を一層高めるため、等級区分の統合、工事の技術的難易度の適正な反映方策などについて検討することが必要」との建議があったことなどを踏まえ、道の平成13年度及び平成14年度の競争入札参加資格から、等級区分の統合と等級区分に対応する予定価格の額を次のとおり改正しました（「競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について」平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達）。

<平成11年度及び12年度競争入札参加資格>

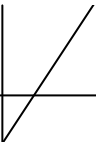





（単位：百万円）

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	90以上	90以上	90以上	70以上	140以上	60以上	30以上	25以上	30以上
B	90未満 60以上	90未満 60以上	90未満 40以上	70未満 45以上	140未満 60以上	60未満 35以上	30未満 20以上	25未満 7以上	30未満 8以上
C	60未満 20以上	60未満 20以上	40未満 10以上	45未満 15以上	60未満 30以上	35未満	20未満	7未満	8未満
D	20未満 9以上	20未満 9以上	10未満 5以上	15未満 7以上	30未満 7以上				
E	9未満	9未満	5未満	7未満	7未満				

<平成13年度及び14年度競争入札参加資格>

（単位：百万円）

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	鋼橋 上部	電気	管
A	90以上	70以上	70以上	70以上	140以上	60以上	50以上	25以上	30以上
B	90未満 60以上	70未満 40以上	70未満 40以上	70未満 45以上	140未満 60以上	60未満	50未満	25未満 7以上	30未満 8以上

C	60未満 20以上	40未満 20以上	40未満 10以上	45未満 15以上	60未満 30以上			7未満	8未満
D	20未満	20未満	10未満	15未満	30未満				

### 3 VE方式の試行拡大

技術力による競争を促進するため、VE方式（Value Engineering 価値工学）の試行を拡大する。（行動計画 - 3）

#### 制度の改正状況

競争入札では、原則として、価格によって落札者が決定されますが、技術競争を促進しながら、公共工事の質を高めるためには、契約の相手方の選定に際し、価格以外の技術的要素を重視することも重要であると考えられます。

このため、地方公共団体では、民間事業者において固有の技術を有する工事などを対象として、民間の技術を広く活用し、品質の確保、コスト縮減等を図るため、技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式（VE方式）を試行的に導入しています。

一般的にVE方式には、

- ・ 工事の入札段階で施工方法などの技術提案を受け付ける「入札時VE」
- ・ 施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける「契約後VE」
- ・ 入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括発注VE」

の三つの方式があるといわれています。

このうち道では、平成9年度から建設部の土木部門において「契約後VE」の試行を行ってきており、行動計画ではこれを拡大することとしたことから、農政部、水産林務部においても試行の取扱いを定めています（「公募型指名競争入札における契約後VE方式の試行について」平成12年5月1日付け事調第378号農政部長、平成12年6月5日付け水林総第623号水産林務部長通達）。

#### 実施状況

平成13年度では、12件（公募型4件、簡易公募型8件）実施し、6件の提案があり4件が採用されました（平成12年度、留萌土木現業所において簡易公募型指名競争入札で1件試行実施。結果的に事業者からの技術提案はなし。）。

### 4 実施目標の設定

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合わせて、今後3年間で全入札件数（工事）の30%まで拡大する。農政、水産、林務、建築及び土木の各部門ごとに年次計画を作成し、実行する。（行動計画 - 4）

入札制度改善行動計画年次計画（行動計画巻末参照）

実施状況

多様な入札方式の実施状況は、各発注部門とも行動計画に掲げる13年度の目標値を上回る実績となっています。

（単位：％、件数ベース）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
13年度 目 標 値	20.0	20.0	20.0	15.0	20.0	
実 績 値	32.7	93.5	43.1	25.2	26.1	30.0

落札率全体では、平成12年度の落札率96.1％に対して、平成13年度は96.2％と、0.1ポイント上回っています。

（単位：％、件数ベース）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
13年度	95.9	97.3	96.3	94.9	96.4	96.2
12年度	95.4	97.4	96.7	96.3	96.3	96.1

入札方式別落札率は、次のとおりで、指名競争入札の落札率96.2％に対して、多様な入札方式での落札率は96.2％となっています。

地域限定型一般競争入札では92.9％の落札率となっています。

（単位：％、件数ベース）

区 分	一般	地域	公募	簡易	希望	VE	小計	指名	計
13年度	98.3	92.9	97.9	97.1	97.5	98.3	96.2	96.2	96.2
12年度	97.9	93.7	97.7	96.9	95.7	97.8	95.5	96.2	96.1

（注）一般とは、条件付一般競争入札及び制限付一般競争入札をいう。

地域とは、地域限定型一般競争入札をいう。

公募とは、公募型指名競争入札をいう。

簡易とは、簡易公募型指名競争入札をいう。

希望とは、工事希望型指名競争入札をいう。

指名とは、公募型・簡易公募型・工事希望型指名競争入札以外の通常の指名競争入札をいう。

表16 平成13年度の部門別・入札方式別契約実績（工事）

（単位：件、％）

区 分	農 政	水 産	林 務	建 築	土 木	合 計
条件付 一般競争入札	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( 0 . 1 ) 3 [ 9 9 . 1 ]	( 0 . 1 ) 3 [ 9 9 . 1 ]
制限付 一般競争入札	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( 0 . 1 ) 8 [ 9 8 . 0 ]	( 0 . 1 ) 8 [ 9 8 . 0 ]
地域限定型 一般競争入札	( 4 . 9 ) 1 1 0 [ 9 1 . 7 ]	( 1 . 6 ) 2 [ 8 8 . 4 ]	( 1 8 . 4 ) 1 3 0 [ 9 3 . 9 ]	( 3 . 8 ) 1 7 [ 8 9 . 5 ]	( 7 . 4 ) 4 0 8 [ 9 3 . 0 ]	( 7 . 4 ) 6 6 7 [ 9 2 . 9 ]
公募型 指名競争入札	( 1 . 1 ) 2 5 [ 9 7 . 6 ]	( - ) - [ - ]	( - ) - [ - ]	( 4 . 6 ) 2 1 [ 9 7 . 8 ]	( 3 . 7 ) 2 0 6 [ 9 7 . 9 ]	( 2 . 8 ) 2 5 2 [ 9 7 . 9 ]
簡易公募型 指名競争入札	( 2 6 . 6 ) 5 9 5 [ 9 6 . 5 ]	( 9 1 . 9 ) 1 1 4 [ 9 7 . 5 ]	( 2 4 . 7 ) 1 7 5 [ 9 7 . 3 ]	( 1 6 . 6 ) 7 5 [ 9 5 . 9 ]	( 1 3 . 8 ) 7 6 4 [ 9 7 . 5 ]	( 1 9 . 0 ) 1 , 7 2 3 [ 9 7 . 1 ]
工事希望型 指名競争入札	( 0 . 1 ) 1 [ 9 6 . 9 ]	( - ) - -	( - ) - -	( 0 . 2 ) 1 [ 9 9 . 3 ]	( 0 . 8 ) 4 5 [ 9 7 . 5 ]	( 0 . 5 ) 4 7 [ 9 7 . 5 ]
VE方式	( - ) - -	( - ) - -	( - ) - -	( - ) - -	( 0 . 2 ) 1 2 [ 9 8 . 3 ]	( 0 . 1 ) 1 2 [ 9 8 . 3 ]
<b>小 計 (多様な競争 入札)</b>	<b>( 3 2 . 7 ) 7 3 1 [ 9 5 . 8 ]</b>	<b>( 9 3 . 5 ) 1 1 6 [ 9 7 . 3 ]</b>	<b>( 4 3 . 1 ) 3 0 5 [ 9 5 . 9 ]</b>	<b>( 2 5 . 2 ) 1 1 4 [ 9 5 . 3 ]</b>	<b>( 2 6 . 1 ) 1 , 4 4 6 [ 9 6 . 3 ]</b>	<b>( 3 0 . 0 ) 2 , 7 1 2 [ 9 6 . 2 ]</b>
指名競争入札	( 6 7 . 3 ) 1 , 5 0 7 [ 9 6 . 0 ]	( 6 . 5 ) 8 [ 9 6 . 7 ]	( 5 6 . 9 ) 4 0 2 [ 9 6 . 6 ]	( 7 4 . 8 ) 3 3 8 [ 9 4 . 8 ]	( 7 3 . 9 ) 4 , 0 8 8 [ 9 6 . 4 ]	( 7 0 . 0 ) 6 , 3 4 3 [ 9 6 . 2 ]
<b>計 (競争入札)</b>	<b>2 , 2 3 8 [ 9 5 . 9 ]</b>	<b>1 2 4 [ 9 7 . 3 ]</b>	<b>7 0 7 [ 9 6 . 3 ]</b>	<b>4 5 2 [ 9 4 . 9 ]</b>	<b>5 , 5 3 4 [ 9 6 . 4 ]</b>	<b>9 , 0 5 5 [ 9 6 . 2 ]</b>
随意契約	2 7 0	1 3	3 7 3	1 8	6 7 5	1 , 3 4 9
合 計	2 , 5 0 8	1 3 7	1 , 0 8 0	4 7 0	6 , 2 0 9	1 0 , 4 0 4
(参考)平成 12年度契約 件数	2 , 4 2 0 [ 9 5 . 4 ]	1 3 3 [ 9 7 . 4 ]	7 5 9 [ 9 6 . 7 ]	5 5 6 [ 9 6 . 3 ]	6 , 3 6 3 [ 9 6 . 3 ]	1 0 , 2 3 1 [ 9 6 . 1 ]

(注)平成13年4月から平成14年3月末までの契約件数で、カッコ内は競争入札全体件数に対する当該入札方式による契約件数の割合。下段の[ ]は落札率。



表17 平成13年度の発注機関別競争入札実績（工事）

（単位：件数、％）

発注機関		多様な入札方式		指名競争入札		計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
支 庁	石 狩	31	92.0	43	90.1	74	90.8
	渡 島	59	92.6	75	96.1	134	94.6
	桧 山	63	96.6	70	96.3	133	96.4
	後 志	45	97.8	87	97.4	132	97.5
	空 知	115	93.9	253	95.8	368	95.2
	上 川	78	95.1	249	94.9	327	94.9
	留 萌	56	97.1	31	96.8	87	97.0
	宗 谷	48	96.5	68	97.2	116	96.9
	網 走	147	96.7	290	96.1	437	96.3
	胆 振	80	97.8	71	97.6	151	97.6
	日 高	52	97.0	66	96.6	118	96.8
	十 勝	201	96.2	282	96.9	483	96.6
	釧 路	56	96.2	101	96.9	157	96.7
	根 室	52	97.1	58	95.7	110	96.4
		<b>計</b>	<b>1,083</b>	<b>96.0</b>	<b>1,744</b>	<b>96.1</b>	<b>2,827</b>
土木現業所	札 幌	172	93.5	706	95.4	878	95.0
	小 樽	140	97.3	269	96.6	409	96.8
	函 館	169	95.9	504	96.6	673	96.4
	室 蘭	170	97.8	457	97.0	627	97.2
	旭 川	168	93.7	381	95.0	549	94.6
	留 萌	103	97.3	208	97.4	311	97.4
	稚 内	73	97.6	220	96.8	293	97.0
	網 走	161	97.6	465	97.3	626	97.4
	帯 広	164	96.8	520	97.0	684	97.0
	釧 路	126	97.0	358	96.4	484	96.6
		<b>計</b>	<b>1,446</b>	<b>96.3</b>	<b>4,088</b>	<b>96.4</b>	<b>5,534</b>
建 築 整 備 室		114	95.3	338	94.8	452	94.9
道有林管理センター		69	96.0	173	96.7	242	96.5
<b>合 計</b>		<b>2,712</b>	<b>96.2</b>	<b>6,343</b>	<b>96.2</b>	<b>9,055</b>	<b>96.2</b>

（注）多様な入札方式とは、通常の指名競争入札以外（随意契約を除く。）の入札方式のものをいう。

## 不当な関与の排除

### 1 公正な入札の確保

#### (1) 公正な入札を妨げる行為の禁止

公正な入札を妨げる行為を防止するため、禁止事項を明確に定め、業者に対して不当な関与を行わないことを徹底する。これに違反した職員に対しては、厳正な処分を行う。  
(行動計画 - 1(1))

#### 制度の改正状況

発注者自らが公正な入札を妨げる行為を防止するため、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」(平成12年5月26日付け局総第149号出納局長、総務部長通達)を定め、内部における禁止行為及び外部との関係における禁止行為などについて、職員に周知徹底を図るとともに、公共工事に関係する業界団体及び入札参加資格を持つすべての企業に対しても、公正な入札を妨げる行為の禁止及び法令等の遵守について、協力を要請しています(「公共工事の適正な執行について」平成12年5月26日付け建情第341号北海道農政部長、北海道水産林務部長、北海道建設部長通達)。

#### 公正な入札を妨げる行為の禁止について(抜粋)

##### (内部における禁止行為)

一定期間における業者ごとの発注目標額を設定すること。

競争によって相手方を決定すべき個々の契約について、受注させようとする業者をあらかじめ予定すること。

特定業者の受注に関する働きかけを他の職員に行い、又は外部からの特定業者の受注に関する働きかけの事実を他の職員に示唆すること。

特定業者に有利となるように一定の意図をもって不当な事務処理を行い、又はこれを行わせること。

##### (外部との関係における禁止行為)

特定業者に受注させようとする意向を外部の者に示唆すること。

入札又は見積合わせの執行前に、これらに参加を予定している業者名及び業者数を外部の者に示唆すること。

予定価格又は予定価格の類推が可能となる積算金額等を外部の者に示唆すること。

低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を外部の者に示唆すること。

##### (その他の禁止行為)

不当な事務処理や他の職員に不当な働きかけを行い、又は業者に不当な関与を行うなど、その目的及び手段を問わず入札制度の意義を失わせるような行為を行うこと。

### 公共工事の適正な執行について（抜粋）

#### 1 公正な入札を妨げる行為の禁止

入札談合は、典型的なカルテルで、最も不当な取引制限の一つである。また入札談合は、入札者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、直接、競争を制限するものであり、発注者である国や地方自治体等に損害を及ぼし、ひいては納税者である国民の利益を害する行為であり、一切の談合は行わないこと。

#### 2 法令等の遵守

(1) 独占禁止法及び建設業法等関係法令を遵守するほか、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する行為は行わないこと。

また、契約条項に従い、契約を適正に履行すること。

(2) 上記(1)に該当する行為が認められた場合は、法令に基づく処分、競争入札参加排除基準、指名停止基準に基づく措置や契約条項に従い契約解除の措置がとられること。

(参考)

(地方自治法施行令第167条の4第2項)

普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### (2) 不良不適格業者等の排除

契約の適正な履行を確保するため、不良不適格業者等を排除する。

(行動計画 - 1(2))

#### ア 競争入札参加資格の厳格化（行動計画 - 1(2) - ア）

##### 制度の改正状況

契約の適正な履行を図る観点から、平成13年度及び平成14年度の競争入札参加資格審査申請から、新たに納税証明書の添付を義務付けています（「競争入札参加資格関係事務取扱要領の一部改正について」平成12年12月21日付け局総第598号出納局長通達）。

イ 法令違反等への厳正な対処（行動計画 - 1(2) - イ）

制度の改正状況

前述のとおり、競争入札参加資格を有する者に対し、独占禁止法及び建設業法等関係法令の遵守を周知し、これらの法令に違反する行為があった場合には、競争入札参加排除、指名停止又は契約解除などの措置を行うことを通知しています。

ウ 指名停止措置の強化（行動計画 - 1(2) - ウ）

制度の改正状況

指名停止期間については、公正取引委員会の排除勧告などを踏まえ、贈賄、独占禁止法違反及び談合に関する指名停止の期間を次のように改正し、強化しています（「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の一部改正について」平成12年6月27日付け局総第239号総務部長、総合企画部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

なお、一層の透明性を図るため、上記の要領を閲覧場所を定めて公表するとともに、指名停止に係る競争入札参加指名停止通知書の写しも公表（公表期間は、当該指名停止の期間）することとしました（「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の一部改正について」平成13年11月20日付け局総第540号総務部長、総合企画部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）。

停止要件	該当項目	指名停止期間		
		改正後	改正前	
贈賄	道職員	代表役員等	12か月以上24か月以内	4か月以上12か月以内
		一般役員等	9か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内
		使用人	6か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内
	他の公共機関職員 (道内)	代表役員等	6か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内
		一般役員等	4か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内
		使用人	2か月以上6か月以内	1か月以上3か月以内
他の公共機関職員 (道外)	代表役員等	4か月以上12か月以内	2か月以上6か月以内	
	一般役員等	2か月以上6か月以内	1か月以上3か月以内	
独占禁止法違反	一般工事・契約 (道内)	4か月以上18か月以内	2か月以上9か月以内	
	道発注工事・契約	9か月以上18か月以内	3か月以上9か月以内	
談合(刑法談合)	一般工事・契約	4か月以上24か月以内	2か月以上12か月以内	
	道発注工事・契約	9か月以上24か月以内	3か月以上12か月以内	

(3) 公正な入札の確保

競争性を高めるため公正な入札を確保する。 (行動計画 - 1 - (3) )

ア 低入札価格調査制度の活用 (行動計画 - 1 - (3) - ア)

制度の改正状況

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点から望ましい制度であり、これまで道では、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する国が定める額25億円以上のものを対象に実施していました。

今回、一般競争入札を5億円以上の工事に拡大したことから、これに併せて低入札価格調査制度の対象工事も同様に5億円以上とし、低入札価格調査制度により基準価格を下回る価格の入札について、契約内容に適合した履行がなされるか否かを低入札価格審議委員会で審議することなどの取扱いを定めています(「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」平成12年8月21日付け建情第865号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)。

また、公正で競争性のある入札を行うためには、明確な入札条件を示す必要があることから、施工条件明示の徹底と適切な設計変更を行うことと併せて、公示用設計図書に係る質疑に対する対応者を特定するよう各発注機関に改めて周知しています(「建設工事等における入札事務の取扱いについて」平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)。

区分	低入札価格調査制度
制度の概要	設定した基準価格を下回った場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを調査し、履行可能な場合、その者と契約する。
対象工事	5億円以上

実施状況

平成13年度では、低入札価格調査制度の対象となった5億円以上の工事は11件ありましたが、基準価格を下回った事例はありませんでした(平成12年度、対象工事7件とも該当事例なし。)

イ 分割発注の適正化 (行動計画 - 1 - (3) - イ)

制度の改正状況

施工技術上若しくは施工計画上の理由がある場合や地元中小建設業者の受注機会の確保に配慮する必要がある場合など、工事を分割する場合にあっては、施工の合理性を欠くものであってはならないとの取扱いを定めています(「分割発注にあたっての留意事項について」平成12年5月22日付け建情第322号建設部長通

達)。

ウ 明確な入札条件の提示 (行動計画 - 1 - (3) - ウ)

制度の改正状況

前述の「建設工事等における入札事務の取扱いについて」に基づき、施工条件明示の徹底と適切な設計変更の実施などについて定めています。

(4) 予定価格の取扱い

公正な入札を担保するため、予定価格の取扱いは厳格に行う。

(行動計画 - 1 - (4))

ア 予定価格の秘密性の確保 (行動計画 - 1 - (4) - ア)

制度の改正状況

工事契約の競争入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を契約の相手方とするため、予定価格は、他に漏らしてはならないものであり、予定価格調書は、作成後開札までの間、適切な方法で保管しなければならないこととされています。

しかしながら、予定価格調書の作成に当たって決定権者以外の職員に手伝わせている実態があったほか、予定価格を設計金額と同一としているため、決定権者以外の多くの職員が、結果として予定価格を知り得る状況になっていました。

このため、予定価格調書の作成を決定権者自ら行うことを徹底するとともに、厳正な管理を行うよう、周知を行っています(「予定価格の取扱いについて」平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達)。

イ 予定価格の事後公表の充実 (行動計画 - 1 - (4) - イ)

制度の改正状況

工事及び委託業務に係る入札結果等の公表に関する取扱いを一部改正し、工事名、工事場所、入札公告日及び入札執行日時に加え、予定価格及び落札率を新たに公表することとしました(「『工事及び委託業務に係る入札結果等の公表の取扱いについて』の一部改正について」平成12年5月1日付け建情第208号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

なお、入札契約適正化法の施行に伴い、公表事項等を拡大するため、上記通達を廃止し、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)により取り扱うこととしました。

#### 制度の改正状況

予定価格の事前公表については、「予定価格が目安となって競争が制限されること」、「落札価格が高止まりとなること」、「建設業者の見積努力を損なわせること」などの理由から、従前は行われていませんでしたが、平成10年の改善策では、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果も期待されることから、事前公表についても試行することとしました（「予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」（平成10年11月12日付け建情第944号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達））。

改善方策で、「当面、競争性を十分に確保するとともに、指名数を増やすなど条件を付した上で、継続すべきである。今後、その実施の検討に当たっては、試行の結果を十分に検証し、可否を判断すべきである。」との方向が示されたことを踏まえ、行動計画では「予定価格の事前公表は、効果を検証する資料が不足しているため、引き続き試行を継続する。」とし、規則上の明確な根拠を規定する必要があるとの判断から、本格的な試行を行えるよう財務規則の一部改正を行いました（「北海道財務規則の一部を改正する規則（平成12年北海道規則第231号））。

このため、これまでの試行の取扱いを廃止し、改めて予定価格の事前公表の試行の取扱い（「予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」平成12年8月31日付け建情第937号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を定め、取り組んできました。

その結果、平成12年度及び平成13年度（上期）における入札結果によると、予定価格を事前公表することによって、デメリットといわれる落札価格が高止まりになっている状況にはなく、入札・契約手続の透明性を確保することや不正な動きを防止することなどに一定の効果があると認められることから、平成14年度以降本格実施することとしました（平成14年3月5日付け建情第1853号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「予定価格の事前公表実施要領の制定について」）。

#### 実施状況

平成12年度及び平成13年度（上期）における試行の状況は、それぞれ次のとおりです。

表18 予定価格の事前公表の試行の状況（平成12年度）

（単位：件、％）

		農 政		水 産		林 務		建 築		土 木		合 計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
一般競争入札	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	7	97.87	7	97.87
地域限定型 一般競争入札	有	176	92.27	3	85.73	166	95.29	14	90.63	163	94.47	522	93.84
	無	20	93.98	-	-	-	-	12	91.61	124	93.11	156	93.11
公募型 指名競争入札	有	96	93.62	36	97.66	16	97.74	4	98.65	51	97.34	203	95.69
	無	65	97.19	-	-	-	-	16	96.73	476	97.66	557	97.58
工事希望型 指名競争入札	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	14	95.67	14	95.67
指名競争入札	有	1,279	95.90	90	97.57	552	97.10	61	95.80	652	96.52	2,634	96.36
	無	784	95.25	4	98.36	25	97.42	449	96.58	4,876	96.24	6,138	96.14
合 計	有	1,551	95.35	129	97.32	734	96.70	79	95.03	866	96.19	3,359	95.93
	無	869	95.36	4	98.36	25	97.42	477	96.46	5,497	96.29	6,872	96.19

（注）「有」は事前公表を行ったもの、「無」は事前公表を行わないもの。

表19 予定価格の事前公表の試行の状況（平成13年度 上期）

（単位：件、％）

		農 政		水 産		林 務		建 築		土 木		合 計	
		件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
一般競争入札	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	11	98.3	11	98.3
地域限定型 一般競争入札	有	22	89.0	2	88.4	85	94.0	-	-	176	93.2	285	93.1
	無	88	92.3	-	-	45	93.9	17	89.5	232	92.9	382	92.7
公募型 指名競争入札	有	191	95.8	69	97.3	113	97.0	16	94.8	197	96.9	586	96.6
	無	429	97.0	45	97.8	62	97.7	80	96.6	785	97.7	1,401	97.4
工事希望型 指名競争入札	有	1	96.9	-	-	-	-	-	-	2	98.0	3	97.6
	無	-	-	-	-	-	-	1	99.3	43	97.4	44	97.4
指名競争入札	有	338	95.7	5	96.3	173	96.7	101	94.4	786	96.3	1,403	96.1
	無	1,169	96.1	3	97.3	229	96.3	237	95.0	3,302	96.5	4,940	96.3
合 計	有	552	95.5	76	97.0	371	96.2	117	94.4	1,161	95.9	2,277	95.8
	無	1,686	96.1	48	97.8	336	96.4	335	95.1	4,373	96.5	6,778	96.3

## (5) 随意契約の適切な採用

随意契約による場合の妥当性や業者選考の過程の透明性の確保のため、そのあり方について検討する。また、工事に係る「随意契約ガイドライン」を策定する。

（行動計画 - 1 - (5)）

## 制度の改正状況

随意契約は、契約の性質又は目的から競争入札に付することが不可能あるいは不適当であったり、契約金額が少額（250万円以下）であるため、競争入札によって



得られる利益よりも、それにより失われる手間その他の損失が大きくなる場合も想定されることから、一定の要件に該当する場合に認められています。

そこで、地方自治法施行令第167条の2に定める随意契約について、建設工事に係る「随意契約のガイドライン」(「工事の請負契約に係る随意契約の適正な運用について」平成12年5月30日付け建情第360号建設部長通達)を定めました。

さらに、地方自治法施行令第167条の2の運用を定めた北海道財務規則の運用方針(昭和45年4月1日付け局総第230号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について」)第3節(随意契約)関係に対応する工事の請負に係る「随意契約のガイドライン」を定めました(平成14年3月29日付け事調第2574号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)。

< 地方自治法施行令第167条の2 >

・ 第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

・ 第1項第3号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

・ 第1項第4号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

・ 第1項第5号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

< 北海道財務規則の運用方針第3節(随意契約)関係[抜粋] >

地方自治法施行令第167条の2(随意契約)第1項の運用は、次によるものとする。

1 第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは次に掲げる場合をいう。

(2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。

2 第3号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、天災地変その他の緊急事態のため、競争入札の方法によっては契約の目的を達することができないときをいう。

3 第4号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、現に履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合等をいう。

< 随意契約のガイドライン >

1 第3節(随意契約)関係の1の(2)に対応する工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

- (2) 特許を有する特殊な機械等を用いる必要がある工事
  - (3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機械等の新設、増築等の工事
  - (4) 本工事に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者でなければできない本工事
  - (5) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
  - (6) 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- 2 第3節(随意契約)関係の2に対応する工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 土砂流出等の災害に伴う応急工事
- (2) 電気・設備機器等の故障に伴う緊急復旧工事
- (3) 災害の未然防止のための応急工事

3 第3節(随意契約)関係の3に対応する工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった本工事に附帯する追加工事
  - (2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
  - (3) 前工事と後工事とが一体の構造物(一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
  - (4) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事(ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る)
  - (5) 前工事が天候等予期せぬ事態により、施工を中止し、新たな契約を行う必要がある後工事の場合で施工者が異なる場合は、かし担保責任が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が必要となった後工事
  - (6) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
  - (7) 他の発注者の発注する工事と一部重複、錯綜する工事
- ただし、いずれの工事においても、現に履行中(履行した場合を含む。)の業者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できると認められる場合に限る。

(6) 談合情報の取扱いの適正化 (行動計画 - 1 - (6))

公正取引委員会への通報や入札の取り止め基準などを定めた談合情報の取扱い(マニュアル)を全庁的に統一する。 (行動計画 - 1 - (6))

制度の改正状況

談合情報への対応をより客観的なものとするため、「談合情報対応手続」(「談合

情報対応手続の制定について」平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達)を定め、談合情報の取扱いを全庁的な統一基準で行うとともに、談合情報で対象契約が特定できるものはすべて、速やかに公正取引委員会へ通報することとしました。

また、談合情報の対応に関する事務を所掌する「公正入札調査委員会」を発注部局等に設置し、常に複数の委員により審議し、より客観性のある判断が行われるようにしています。

なお、一層の透明性の確保を図るため、各発注機関においては、「談合情報対応手続」を閲覧場所を定めて公表することとしました(平成13年11月20日付け局総第541号出納局長通達)。

#### 談合情報対応手続(抜粋)

##### (入札取り止め基準)

一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められるもの。

予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの。

##### (業者への通知事項)

談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。

入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあること。

契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。

##### (公表)

事情聴取や委員会の審議を終えた後、談合情報対応経過記録書を、閲覧場所を定めて速やかに公表するものとする。なお、公表期間は、当該公表の日から3月間とする。

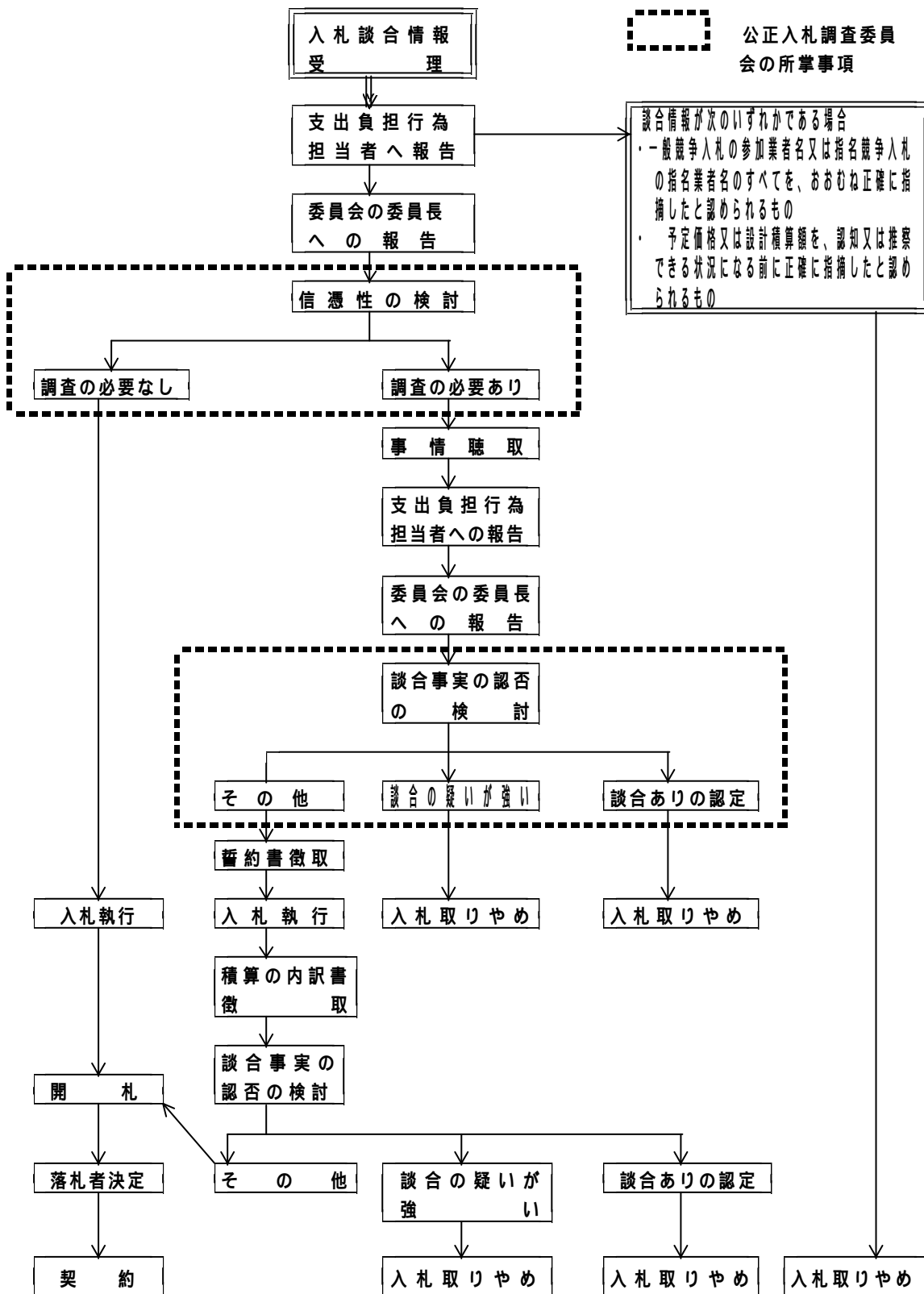
##### (公正入札調査委員会の所掌事項)

談合情報に対する調査の要否についての審議

談合事実の認否についての審議

公正取引委員会への通報

< 参考 > 談合情報対応手続のフロー（入札執行前に談合情報を受理した場合）



## 実施状況

平成13年度における談合情報は27機関の47契約で、その状況は次のとおりです。平成12年度談合情報対応手続後の談合情報、12機関、19契約。

情報受理日	発注機関	契約名	対応の概要
5月17日	空知支庁	一般農道（集落農道）栗由第31工区	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
5月21日	上川支庁	中山間（生産基盤）北央北維地区1工区	簡易公募型指名競争入札を中止し、談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、指名競争入札により同一業者を指名し入札を執行。
6月8日	十勝支庁	農地保全鹿追東地区第1工区 農地保全鹿追中央地区第1工区	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
7月17日	建設部建築整備室	北海道函館豊学校大規模改造第二期工事 北海道上磯高等学校大規模改造工事 北海道函館豊学校大規模改造第二期電気設備工事 北海道函館豊学校大規模改造第二期暖房衛生工事 北海道上磯高等学校大規模改造電気設備工事 北海道上磯高等学校大規模改造暖房設備工事 北海道上磯高等学校大規模改造衛生設備工事	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
8月6日	岩見沢道有林管理センター	ルーク地区水源森林総合整備工事その1 四番川地区水源森林総合整備工事その1	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
8月17日	札幌土木現業所	道道石狩沼田（停）線凍結害防止工事 深川雨竜線交通施設（自歩道）工事	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
8月24日	上川支庁	土地改良総合整備事業（担い手育成型）東雲地区32工区	談合の事実は認められなかったが、情報提供者が工事予定地区の受益者であったため、入札を中止。後日、改めて指名選考し、入札を執行。
8月24日	留萌土木現業所	小平薬川広域基幹河川改修工事2工区	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
9月14日	上川支庁	土地総（担い手育成）士別西地区9工区 土地総（担い手育成）中央地区2工区 土地総（担い手育成）瑞生2地区32工区 中山間整備（広域連携）手塩川ペンケ地区31工区	談合の事実は認められなかったが、談合情報が2ヶ所に寄せられたこと、4件の工事に談合情報が寄せられたこと及び一般には公表していない工事番号を特定していたことから、入札執行を中止。後日、改めて指名選考し、入札を執行。

9月26日	建設部建設管理室	入札契約総合管理システム整備プログラム開発委託業務	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
11月6日	建設部建築整備室	北海道札幌北高等学校改築工事地盤調査	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
2月21日	網走支庁	畑総（担い手育成）南東地区（北見市）第41工区	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
2月25日	宗谷支庁	平成13年度北海道宗谷合同庁舎清掃業務委託契約	既契約について、事情聴取の結果、談合の事実が認められなかった。
3月4日	石狩教育局	平成14年度道立学校警備業務委託	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
		〃	
		〃	
		平成14年度道立学校ボイラー等管理業務	
		〃	
3月7日	網走教育局	網走管内道立学校警備業務委託（網走地区）	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
〃（北見地区）			
〃（紋別地区）			
3月7日	網走支庁	平成14年度網走総合庁舎警備委託業務委託契約	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
3月7日	網走水産試験場（水産林務部）	網走水産試験場庁舎及び付属施設警備業務	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
		網走水産試験場紋別支場庁舎及び付属施設警備委託	
3月7日	網走高等技術専門学院（経済部）	平成14年度庁舎警備業務委託契約	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
3月7日	網走高等看護学院外7件（保健福祉部）	網走高等看護学院庁舎警備業務委託	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。
		北海道立紋別高等看護学院庁舎等警備業務委託	
		業務委託（庁舎警備、事務当直、洗濯、電話交換）（北海道立向陽ヶ丘病院）	

		平成14年度北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直、電話交換委託業務	
		平成14年度北見保健所庁舎警備業務	
		平成14年度北海道紋別保健所庁舎警備業務	
		平成14年度北海道紋別保健所遠軽支所庁舎機械警備業務	
		庁舎警備、事務当直代行、庁舎清掃、電話交換業務委託契約（北見病院）	既契約について、事情聴取の結果、談合の事実が認められなかった。
3月18日	留萌支庁	畑総（担い手育成）苫前地区12工区	談合の事実が認められなかったため、誓約書の提出を得た後、入札を執行。

## 2 積極的な情報の公開

### (1) 入札執行の透明性の確保

公共工事については、入札の日時等を公表し、入札執行を公開する。

(行動計画 - 2 - (1))

#### 制度の改正状況

公正な入札の執行と入札・契約手続の透明性を高めるため、入札の日時等を公表するとともに、入札執行を公開することとしました（「入札執行の公開に関する取扱いについて」平成12年5月1日付け局総第88号出納局長通達）。

なお、入札執行を傍聴する際の取扱いは次のとおりです。

#### (傍聴の手続)

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の 分前までに、受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。  
なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。

#### (傍聴する際の留意事項)

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。

- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。  
(入札執行の秩序の維持)
- (1) 傍聴する際の留意事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。  
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

## (2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善

入札結果、経営事項審査結果及び格付け結果は、行政情報センター、行政情報コーナー及びインターネットで公表する。

また、工事等の執行予定や入札公告は、インターネットでの公表を検討する。

(行動計画 - 2 - (2))

### 制度の改正状況

これまで、入札の結果等は、当該発注機関において公表するのみであったため、事業者にとって利便性に欠けていた面があります。

このため、発注機関では、逐次、入札結果、経営事項審査結果及び格付をインターネットで公表するとともに、工事等の執行予定や入札公告をインターネットで公表しています(「経営事項審査結果の公表情報の取扱いについて」平成12年5月11日付け建情第260号建設部長通達)。

### 実施状況

平成13年度、各発注機関が閲覧室で公表しているもののほか、インターネットで公表している内容は、次のとおりです。

平成14年度からは、入札契約総合管理システムの整備を行い、各発注機関で工事情報や入札結果などをインターネットで統一的に公表を行うことが出来るようになり、順次、独自のインターネットから入札契約総合管理システムによる公表の作業を進めているところです。

また、経営事項審査結果については、建設部建設管理室建設情報課のホームページで公表されています。



発注機関におけるインターネットによる公表の状況（平成13年度）

支庁	石狩	渡島	桧山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
執行予定															14
入札公告															14
入札結果															14

土現	札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路	合計
執行予定	-	-	-	-	-	-	-		-	-	1
入札公告											10
入札結果											10

建築整備室	
執行予定	
入札公告	
入札結果	

道有林	函館	松前	奥知支	苫小牧	浦河	稚内支	留萌	旭川	美深	興部	北見	浦幌	厚岸	合計
執行予定														13
入札公告	-	-	-	-	-	-		-			-			5
入札結果	-	-	-	-	-	-			-		-			5

実効性の確保

1 行動計画の推進体制

(1) 入札等監理委員会の設置

学識経験者等第三者の参画を得て、公共工事の入札手続等に関する点検及び改善事項の推進を図ることを目的に、入札等監理委員会を設置する。

（行動計画 - 1 - (1)）

実施状況

入札制度の改善状況を進行管理するため、平成12年6月6日付けで、第三者委員3名、行政側委員4名（平成13年4月からは5名）で構成する入札等監理委員会が設置されました。

【構成】（平成13年4月1日現在）

委員長 副知事 藤井 章治  
 副委員長 総務部長 高尾 和彦  
 委員 北海道大学大学院経済学研究科教授 金井 一頼  
 委員 弁護士 伊藤 隆道  
 委員 北星学園女子短期大学非常勤講師 梶井 祥子  
 委員 総合企画部長 相馬 秋夫  
 委員 総合企画部政策室長 山本 邦彦  
 委員 出納局長 荒木 正昭

## 【所掌事務】

監理委員会は、次の事項について調査・検討し、知事に対し、意見の申出を行う。

＜入札等監理委員会設置要綱第2＞

入札手続等に関する事後点検

入札制度改善行動計画の進捗状況の把握

### (2) 推進部門の設置

行動計画に基づき、公共工事の入札制度等の改善を図るため、その推進体制を整備する。  
(行動計画 - 1 - (2))

#### 実施状況

行動計画に基づく公共工事の入札制度等の改善を図るための組織として平成12年5月1日付けで、総務部に入札指導監察監が専任配置され、このもとに、行動計画の推進管理や入札手続等の指導・監察、入札等監理委員会の庶務を所掌する事務部門（参事、主幹、主査）が設置されました。

### 2 支庁における入札関係業務等の執行体制

支庁における公共工事に係る設計・積算部門と入札関係業務部門を分離・再編し、内部牽制機能を高めるため、総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室を設置する。所掌事務は、入札関係業務の執行及び管理並びに入札制度等の改善事項の実施及び推進管理とする。  
(行動計画 - 2)

#### 実施状況

入札手続等調査第二次報告では、入札・契約手続の事務が一つの部門に集中し、内部牽制が働かない面が指摘され、入札・契約手続における責任の明確化と内部の相互牽制機能を高めるため、支庁等における執行体制の見直しなどが求められました。

このため、支庁の公共工事に係る設計・積算部門及び事業実施部門から入札関係業務担当部門を分離し、新たに総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室（主幹、主査）が平成12年5月25日付けで設置されました。

なお、本庁にあっても、これまで建築工事に係る入札等の事務を建設部建築整備室で所掌しておりましたが、同様の趣旨から、平成13年4月1日付けで新たに出納局に入札関係業務を所掌する入札管理室（参事、主幹、主査）が設置されました。

### 3 「入札制度改善白書」の公表

行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年とりまとめ、「入札制度改善白書」として公表する。 (行動計画 - 3)

#### 実施状況

公共工事の発注者である道は、道民の負託を受けて事業を執行している立場にあることから、入札・契約手続の透明性を高めるための積極的な情報の公開に努める必要があります。

このため、行動計画の推進状況などについて、入札等監理委員会が毎年とりまとめて、「入札制度改善白書」として公表することとしています。

第一回目の白書は、平成13年9月に「平成12年度入札制度改善白書～入札制度改善行動計画の推進状況について～」と題して公表しました。

## 第2章 入札等監理委員会の活動について

### 1 入札等監理委員会の開催状況について

平成13年度では、4回の監理委員会を開催し、行動計画の進捗状況の点検及び入札手続等に関する事後点検結果や各種意見交換などを踏まえた改善事項の検討を行うとともに、入札手続等の改善に関する知事への意見の申出事項について協議するなど、公共工事の入札手続等の改善に努めてきました。

なお、各回ごとの監理委員会での主な議題等は次のとおりです。

#### (1) 第1回入札等監理委員会（平成13年5月31日（木）13:30～16:10）

##### ア 報告事項

行動計画の推進状況について  
談合情報への対応について  
業界との意見交換について

##### イ 意見交換

第2次意見等に対する取組状況について  
行動計画の推進に係る聞き取り等調査結果について

< 第二次意見 >

入札制度改善に関する議会論議や平成12年10月から実施している各地区の建設業協会との意見交換、発注機関職員との意見交換、監理委員会での論議などを踏まえて、7項目の改善事項について、平成13年3月1日、監理委員会として知事に対し提言を行ったものです。

#### (2) 第2回入札等監理委員会（平成13年9月14日（金）13:30～16:30）

##### ア 報告事項

行動計画の推進状況について  
談合情報への対応について  
事後点検調査の結果報告について

##### イ 意見交換

第2次意見等に対する取組状況について  
事後点検調査結果を踏まえた課題とその対応について  
入札制度改善白書（案）について

#### (3) 第3回入札等監理委員会（平成13年11月5日（月）13:30～17:00）

##### ア 報告事項

行動計画の推進状況について  
談合情報への対応について  
入札制度に関する研修会の開催について  
第三次意見等について

＜第三次意見＞

ランダム・カット式指名選考における指名予定数の見直しや、試行を続けてきた予定価格の事前公表における入札結果の状況等を踏まえ、2項目の改善事項について、平成13年12月12日、知事に対し提言を行ったものです。

イ 意見交換

第2次意見等に対する取組状況について  
ランダム・カット式指名選考について  
予定価格の事前公表について  
事後点検調査結果等を踏まえた今後の検討課題について  
談合等の不正行為に対応する契約条項の他府県の導入状況について

(4) 第4回入札等監理委員会（平成14年2月7日（木）13:30～16:50）

ア 報告事項

行動計画の推進状況について  
談合情報への対応について

イ 意見交換

第2次意見等に対する取組状況について  
第3次意見に対する取組状況について  
今後の検討課題について  
委員会の今後のあり方と平成14年度における委員会の検討テーマについて

2 事後点検調査の実施について

この調査は、委員が支庁や土木現業所などの発注機関に直接出向いて、入札制度改善の取組状況を聞くほか、平成13年度に発注した工事等の中から、抽出の方法により個別の入札・契約手続等に関し、事後点検を行っています。

事後点検調査の結果については、監理委員会で各委員から報告を行い、改善が必要となった事項は、知事への意見に反映しています。

なお、平成13年度においては、前年度に事後点検調査を行った支庁及び土木現業所を除く支庁等を対象として実施しました。

(1) 調査日程等（平成13年度）

調査月日	調査対象機関	調査委員
7月10日(火)	日高支庁	高尾副委員長
7月17日(火)	石狩支庁	金井委員
7月17日(火) ～18日(水)	留萌支庁、留萌土木現業所	藤井委員長、相馬委員
7月24日(火)	宗谷支庁、稚内土木現業所	藤井委員長、梶井委員

~25日(水)		
7月25日(水) ~26日(木)	胆振支庁、室蘭土木現業所	荒木委員
8月1日(水)	檜山支庁	伊藤委員
8月22日(水)	旭川土木現業所	伊藤委員
8月23日(木)	札幌土木現業所	梶井委員
8月28日(火)	根室支庁	伊藤委員
8月29日(水)	空知支庁	梶井委員
9月3日(月) ~4日(火)	十勝支庁、帯広土木現業所	金井委員
9月5日(水)	本庁建築整備室、出納局入札管理室	伊藤委員

(2) 調査内容

・概況説明 ・抽出事業の調査 ・現場職員との意見交換 ・工事施工状況調査

(3) 調査のポイント

指名競争入札における指名選考過程について  
地域限定型一般競争入札における地域要件の設定について  
指名実績のない者の指名について  
受注意欲の確認方法について  
共同企業体の指名について  
企業評価の指名選考への反映について  
競争性の確保と地域性について  
多様な入札方式の拡大と監督体制について  
予定価格の事前公表について  
VE方式について

3 建設業界との意見交換の実施について

道が取り組んでいる入札制度改善について、業界関係者と率直に話し合い、より良い制度づくりに向けて意見交換を行うため、入札指導監察監が各地区の建設業協会などへ出向いて実施しました。

なお、平成13年度における実施日程および意見の主な項目は次のとおりです。

実施日程及び意見の主な項目

開催時期、場所	建設業協会出席者	意見の主な項目
4月16日 稚内市	稚内建設協会 (石塚会長他6名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の改善</li> <li>・公募型指名競争入札の指名業者数の制限</li> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・不良不適格業者の排除</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同企業体の結成回数</li> </ul>
	稚内測量設計協会 (和田会長他8名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元業者の指名</li> <li>・履行成績評価の導入</li> <li>・最低制限価格等の導入</li> <li>・等級格付の設定</li> <li>・予定価格の事前公表の実施</li> </ul>
4月23日 江差町	檜山建設協会 (若狭会長他11名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の改善</li> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・予定価格事前公表実施の徹底</li> <li>・共同企業体の運用の改善</li> <li>・入室制限等の改善</li> </ul>
4月26日 室蘭市	(社)室蘭建設業協会 (中村総務委員長他4名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の改善</li> <li>・地元業者の指名</li> <li>・不良不適格業者の排除</li> <li>・予定価格の事前公表の取り止め</li> <li>・多様な入札方式の技術者要件の緩和</li> </ul>
	日胆地区測量設計協会 (田中会長他10名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・最低制限価格等の導入</li> <li>・ランダム・カット導入の見合わせ</li> <li>・履行成績評価の導入</li> <li>・指名業者数の適正化</li> </ul>
4月27日 小樽市	小樽建設協会 (草別会長他11名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の改善</li> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・多様な入札方式応募要件の緩和</li> <li>・入室制限等の改善</li> </ul>
4月27日 札幌市	札幌地区測量設計協会 (安田副会長他4名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・最低制限価格等の導入</li> <li>・技術力重視の入札方式の導入</li> <li>・ランダム・カット導入の見合わせ</li> <li>・随意契約の活用</li> <li>・公示用設計書の明確化</li> <li>・入室制限等の改善</li> </ul>
5月9日 留萌市	留萌建設協会 (堀松会長他15名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の見直し</li> <li>・指名業者の公表時期の見直し</li> <li>・不良不適格業者の排除</li> <li>・共同企業体運用の改善</li> <li>・地元業者の指名</li> <li>・工事成績の適正な評価</li> <li>・入室制限等の改善</li> </ul>

	留萌調査設計協会 (小杉会長他5名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者名の公表時期の見直し</li> <li>・技術力を重視した指名</li> <li>・公示用設計書の明確化</li> <li>・低価格入札の防止</li> <li>・ランダム・カット導入の見合わせ</li> <li>・随意契約の活用</li> </ul>
(平成14年) 1月28日 余市町	余市建設業協会 (和田会長他8名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の見直し</li> <li>・多様な入札方式応募要件の緩和</li> <li>・共同企業体運用の改善</li> </ul>
1月29日 静内町	静内建設協会 (出口会長他4名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入室制限等の改善</li> <li>・技術力や受注意欲の配慮</li> <li>・多様な入札方式応募要件の緩和</li> </ul>
1月30日 羽幌町	羽幌建設協会 (忠津会長他2名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランダム・カットの運用の見直し</li> <li>・地元業者の指名</li> <li>・指名業者非公表の見直し</li> </ul>
2月1日 早来町	早来建設協会 (瀧本会長他6名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元業者の指名</li> <li>・受注意欲の配慮</li> <li>・地域要件の見直し</li> </ul>

#### 4 発注機関職員との意見交換の実施について

今後の入札制度の改善に役立てるため、多様な入札制度の導入に当たっての問題点や発注現場で課題となっている事項などについて、発注機関の職員と意見交換を実施しました。

開催時期 平成13年8月6日(月)14:00~17:10

出席者 入札等監理委員、発注機関職員(支庁、土木現業所等の職員4名)

意見交換のテーマ

「行動計画推進に当たっての課題」

- ・多様な入札方式の拡大に当たっての課題
- ・予定価格の事前公表の是非
- ・発注業務の執行体制(積算・監督・検査業務など発注業務のあり方)
- ・委託業務のあり方(選考の基準づくりや評価手法など)

#### 5 入札手続等の改善に関する知事への意見の申出について

監理委員会では、入札手続等に関する事後点検や各種意見交換などの実施により、制度改善が必要とされた事項について、平成12年度、二度にわたり知事への意見の申出を行ってまいりましたが、平成13年度においても、次のとおり申出を行いました。



第三次意見：平成13年12月12日（水）

## 1 ランダム・カット式指名選考について

(1) 発注者の恣意性をできるだけ排除し、指名選考における透明性を確保するため、平成12年8月末からランダム・カット式指名選考が本格実施され、本格実施後1年間の実態調査結果が、11月5日開催された第3回入札等監理委員会に報告された。

調査結果から、ランダム・カットで除外された比率の高い事業者、あるいは、連続して除外された事業者がいるなど、一部に指名機会が極端に均衡を欠いている実態が明らかとなった。

このため、指名機会の均等による公平な競争を促進する観点から、「指名予定数の1.5倍の数を目途に指名候補者を選定」する現行の運用を見直し、「1.5倍の数を1.2倍程度」とするよう速やかに検討すること。

(2) 1.5倍の数を縮小するに当たり、各発注機関においては、履行成績や履行経験など指名基準の選定基準の適切な運用に努め、14年度から運用が開始される入札契約総合管理システムの効率的な活用を図り、指名選考の透明性、公平性の向上により一層取り組むこと。

## 2 予定価格の事前公表について

(1) 予定価格の事前公表については、平成10年度から試行をスタートし、入札制度改善行動計画に基づき、平成12年8月末から本格的な試行に取り組んでいる。

平成12年度及び平成13年度（上期）における入札結果によると、予定価格を事前公表することによって、デメリットといわれる落札価格が高止まりとなっている状況にはなく、入札・契約手続の透明性を確保することや、不正な動きを防止することなどに一定の効果があると考えられる。

このようなことから、予定価格の事前公表については、本格実施に向けて取り組むよう検討すること。

(2) 本格実施に当たっては、各発注機関の業務執行状況等を踏まえて、平成14年度以降、段階的に取り組むことも考慮すること。

落札率については、今後、継続的にデータを把握していくこととし、高止まりなどの状況が明らかとなった場合には、その時点で、適切な対応を検討すること。

また、現在、予定価格の事前公表の試行に当たって、事業者の積算意欲の減退等を防止するため、積算内訳書の提出を義務付けているが、活用が図られていない実態も一部に見られることから、実施に当たっては、その取扱いについて見直しを行うよう検討すること。

### （参考）

< 第一次意見：平成12年10月30日（月） >

企業情報（受注意欲、履行経験、履行成績、営業地域等）等のデータベ

ー ス化とこれらの情報を全庁的に共有できるシステムの構築について

< 第二次意見：平成13年3月1日（木） >

完成品の適切な評価について

指名基準の事業別基準の見直しについて

工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について

共同企業体の運用基準の見直しについて

指名基準における受注意欲の把握について

指名選考委員会における相互立会の廃止について

入札契約総合管理システムの活用について

### 第3章 行動計画の着実な推進について

#### 1 これまでの取組に対する評価と今後の推進について

##### (1) 取組全般に対する評価と今後の推進について

行動計画の推進状況については、第1章に記述しているとおり、この2年間で、行動計画に関連する通達、要領等制度の改正に係る措置はほとんど終え、行動計画の目標に掲げている公募型など通常の指名競争入札以外の多様な入札方式の実績でも、平成13年度の全体の目標値を概ね20%としたのに対し、30.0%となっています。

これらについては、行動計画の目標に向かって関係職員が一丸となって努力した結果であると評価しています。

入札等監理委員会にあっては、この2年間で8回の委員会開催のほか、支庁や土木現業所、建設部建築整備室や出納局入札管理室に対する事後点検調査、発注機関の職員との意見交換など、行動計画の改善状況等についての点検や改善のための取組を行ってきました。

この間、ランダム・カット式指名選考における指名予定者数の見直しや予定価格の事前公表の本格実施など、引き続き懸案とされてきた事項についても取組みがなされました。

行動計画策定後、「入札契約適正化法」や「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」(平成12年法律第130号)、いわゆる「あつせん利得処罰法」の制定など、国においても、公共工事の入札契約の適正化を図るための措置を講じるなど、積極的な取組が進められています。

また、平成14年7月31日、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」(平成14年法律第101号)、いわゆる「官製談合防止法」が公布されました。

この法律は、公正取引委員会が入札談合等の事件についての調査の結果、国又は地方公共団体の職員等が入札談合等に関与する行為を行った場合に、国や地方公共団体に対して、入札談合等防止行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査等について定めたものです。

このようなことから、今後とも行動計画に基づいて各種の改善事項を着実に推進するとともに、行動計画を推進する上で新たに改善等が必要となった事項についても、国の方針などを踏まえ、適切に対応していく必要があります。

また、平成14年度は、行動計画の最終年に当たることから、行動計画に基づく改善事項について検証を行い、ポスト行動計画の是非など、15年度以降の入札制度改善のあり方などについて検討することとしております。

こうした状況を踏まえ、監理委員会は、平成14年度においても引き続き支庁や土木現業所等の発注機関に出向き、行動計画に基づく制度の浸透状況や問題点を把握し、ポスト行動計画や監理委員会のあり方などについて検討を行うこととしております。

(2) 個別の取組に対する評価と今後の推進について

入札等監理委員会では、知事に対し、三次にわたり意見の申出を行い、入札手続等の改善に関し検討を求めてきました。

ここでは、それぞれの意見に対し、この2年間でどのような取組みが行われてきたのかについて記載します。

第一次意見（平成12年10月30日）

事後点検調査等を踏まえて、客観的で恣意性のない指名選考を行うためには、企業情報のデータベース化と各発注機関が必要なデータを相互に共有できるシステムを早急に検討する必要があるものとして、提言を行ったものです。

<入札契約総合管理システムについて>

各発注部局では、指名基準に基づいて、個別のデータなどを活用しながら業者選定を行っているが、企業の履行実績などについての情報が不足し、発注機関相互におけるデータの利用が行われていない状況にあることから、早急に既存のデータの精度をさらに高めるとともに、指名選考に必要な各種データの共有化について検討する必要がある。

については、指名選考の透明性、公平性の確保並びに業務執行の効率化を図る趣旨からも、今後、速やかに、各発注機関における業者情報（受注意欲、履行経験、履行成績、営業地域等）等のデータベース化を進め、これらの情報を全庁的に共有できるシステムの構築について検討を行うこと。

（取組状況）

平成13年度に、企業情報等の共通データベースの構築と全庁的な共有ネットワークの整備を進めることにより入札契約総合管理システムの整備を行いました。14年度に入りこれまで、企業情報等のデータの移行登録作業を順次進めており、これらの作業を終えた後、共用開始することとしております。

このシステムの機能は、次のとおりです。

入札契約総合管理システムの機能について

1 指名選考機能

共通データベースからの資格審査情報、経営事項審査情報、道工事・委託実績情報、国・他官庁工事・委託情報、手持ち工事情報、監理技術者等情報により、選考業者の抽出絞り込みを行う機能

【資格審査情報】

道業者許可番号、支庁コード、索引、商号、所在地、資本金、格付等級（客観点、主観点、総合点）、代表者氏名、監理建築士氏名、経審済許可業種、営業年数、契約履行可能地域、許可満了日、希望工種、舗装プラント、鋼橋上部の製作工場の所在、作業船の有無、資格保有者数（資格別）、道内職員数（技術、事務）、建設コンサルタント登録情報、補償コンサルタント登録情報、計量証明事業者情報等

【経営事項審査情報】

経審有効期間、経審評点等、

【その他業者情報】

営業停止期間、指名停止期間等

【受注実績等（北海道）[過去5年度分]】

工種、手持ち工事数（当該年度分）、指名回数、契約回数、受注金額、施行成績、ランダム・カット回数、意向確認型入札参加回数等

【受注実績等（国・他官庁）[過去5年度分]】

工種、手持ち工事数（当該年度分）、契約回数、受注金額

2 情報公開機能

- ・ 工事予定情報、入札公告、入札説明書、入札結果、入札参加資格者及び格付、業者別年間受注実績等を作成し公表する機能
- ・ ホームページの作成と自動公開の機能
- ・ 入札契約に係る各種申請・届出様式のダウンロードが行える機能

3 入札契約状況把握機能

全道共有データベースを使用し、各種実績調査・集計等の作業が行える機能

第二次意見（平成13年3月1日）

入札制度改善に関する議会論議や各地区の建設業協会・各発注機関職員との意見交換、監理委員会での論議などを踏まえて、7項目の改善事項について提言を行ったものです。

< 完成品の適切な評価について >

完成品の評価方法の見直しにあたっては、評価に係るコストを極力抑制し、工事施行成績をより客観的に評価できるように検討を行い、技術に優れた事業者を指名選考に反映するとともに、不適格業者を排除することに役立てること。

（取組状況）

国では、平成12年度に「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資する」ことを目的とした新たな工事成績評定要領を制定し、13年度から実施しているところであり、道においても国の新たな工事成績評定要領を参考として、平成13年度に試行を行い、この試行結果を検証し、工事施行成績評定要領を改正するとともに、新たに委託業務に係る施行成績評定要領を定めました（「北海道請負工事施行成績評定要領の一部改正について」平成14年3月27日付け建情第1954号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達、「北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について」平成14年3月27日付け建情第1955号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

< 指名基準の事業別基準の見直しについて >

指名競争入札においては、予定価格に対応する等級に格付けされた者の中から選定するという原則等級による指名が基本であるが、例外を定めている事業別基準の見直しにあたっては、安易に上位等級者を指名することのないよう、より具体で明確な基準を設定すること。

(取組状況)

平成12年度及び13年度上期の運用実態をもとに、指名基準においては原則等級以外の者を指名することができる大枠のみを規定し、具体的な事業別基準の適用基準を審査担当部長が定めるとともに、適用基準は工事施行成績評定基準による高度技術の評価を準用するなど、より具体的で明確な基準としました(「指名競争入札参加者指名基準及び指名競争入札参加者指名基準運用方針の一部改正について」平成14年3月28日付け局総第838号出納局長通達、「事業別基準の適用基準の制定について」平成14年3月28日付け事調第2537号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)。

< 工事の種類や規模などを勘案した指名選考の実施について >

指名競争入札を実施する場合には、工事の種類や規模に対応した地域の事業者の実態を把握し、良質な工事の確保や経済性、工事管理・安全管理などの観点から候補者の選定を行うこととするが、指名候補者数の確保が実際上困難である場合には、指名予定数の1.5倍の範囲で選定することとし、無理な業者選定を行わないようルール化を図ること。

(取組状況)

工事の種類や規模に対応する業者や履行能力を有する業者の寡少、その他特別な理由により、指名候補者が指名予定数の1.5倍を下回る場合にあっては、指名予定数の1.5倍の数を無理に確保するような選定を行わないことについて、改めて各部局長に対し周知徹底を図りました(「ランダム・カット式指名選考の運用について」平成13年7月24日付け局総第312号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

なお、ランダム・カット式指名選考については、さらに第三次意見を踏まえ、指名予定者の数を「1.5倍」から「1.2倍」に引き下げたのは第1章に記載したとおりです。

< 共同企業体の運用基準の見直しについて >

共同企業体については、定期監査報告において、受注機会の配分との誤解を招くような共同企業体が存在することなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、共同企業体の運用基準の見直しにあたっては、特に経常建設共同企業体の活用の目的や構成などを

明確にすること。

(取組状況)

これまでの共同企業体の運用基準を廃止し、結成回数や構成員の組み合わせについて各部間の取扱いを統一化を図るとともに、活用対象工事や活用範囲を明らかにした新たな運用基準等を定めました(「建設工事共同企業体運用基準について」平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長 水産林務部長 建設部長通達「建設工事共同企業体の活用方針について」平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)。

< 指名基準における受注意欲の把握について >

事業者の受注意欲を踏まえて指名選考を行うことは、競争性の向上や良質な完成品の確保につながることから、受注意欲を活用する場合にあっては、手続の簡素化などに配慮しながら、効率的かつ効果的に事業者の意向を把握できる手法を検討すること。

(取組状況)

工事情報(発注見通し)に基づき、事業者が入札に参加したい工事に対して入札参加希望届等を提出させ、受注意欲として指名選考に反映するなど、各発注機関において工夫しながら実施しています。

< 指名選考委員会における相互立会の廃止について >

指名選考委員会の透明性などを高めるため、支庁及び土木現業所の指名選考委員会に相互の機関から立会することとしたものであるが、入札制度改善行動計画の実施等に伴い、使命を終えたものと考えられることから、相互立会を廃止すること。

(取組状況)

相互立会を定めていた「支庁及び土木現業所の入札参加者指名選考委員会における入札手続等に関する取扱いについて」(平成10年7月10日付け建情第500号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)を平成13年3月29日付けで廃止しました。

< 入札契約総合管理システムの活用について >

入札契約に係るデータ等を総合的に管理するシステムを平成13年度に整備し、14年度から運用することとしているが、このシステムの構築にあたっては、入札参加資格者及び格付け等の情報をインターネットにより公表するなど、事業者にとっても利便性が図られるよう十分検討すること。

(取組状況)

第一次意見の取組状況で述べたように、システムの構築に当たり、情報公開機能として、

- ・ 工事予定情報、入札公告、入札説明書、入札結果、入札参加資格者及び格付、業者別年間受注実績等を作成し公表する機能
- ・ ホームページの作成と自動公開の機能
- ・ 入札契約に係る各種申請・届出様式のダウンロードが行える機能を整備しました。

#### 入札等監理委員会合意事項（平成13年3月1日）

平成12年度から引き続いて検討が必要な課題として、試行を行っている予定価格の事前公表と、工事に係る調査や設計などの委託業務におけるランダム・カット式指名選考の2項目を監理委員会の合意事項として取り上げ、いずれも13年度中にその取扱いについての方針をまとめることとしたものです。

##### < 予定価格の事前公表について >

予定価格の事前公表については、行動計画に基づき平成12年8月に試行の取扱いを定めて実施しているところであるが、不正な行為を防止する上で大きな効果が期待できる一方、「落札価格が高止まりとなる」「建設業者の見積努力を損なわせる」などのデメリットも指摘されていることから、特に、落札価格の高止まりについての検証を行うため、各発注機関の落札率の状況を調査した。

結果については、事前公表を行ったものを行わなかったものの落札率や、契約別の落札率の推移を見ても高止まりの傾向にあるとは言えない状況にあった。

このため、現時点では、事前公表を実施するか否かの結論を出すことが困難であると判断し、なお試行を継続することとしたものであるが、平成13年度中を目途に実施の是非について改めて論議を行い、一定の結論を出すこととした。

なお、試行にあたっては、試行結果の検証が適切に行えるよう、試行の実施割合について十分検討すること。

また、これまで予定価格は設計金額と同一のものとして取扱い事前公表しているが、これまでと同様同一のものとして取り扱うのか、設計金額とするのか、本来の予定価格のあり方と併せ検討すること。

#### （取組状況）

この合意事項については、後述する第三次意見において、平成14年度以降、本格実施に向けての提言となりました。

##### < 委託業務におけるランダム・カット式指名選考について >

委託業務については、工事業者とは異なり、委託業者が一部の地域に偏在することや、事業者が必ずしも多くはないこと、また、工事業者の経営事項審査に対応した委託業者の経営や技術等の評価が整備されていないことなどの実態があることから、事業者の履行能力に関する客観的なデータの把握を行い、適正な指名選考が行える基準づくりなどが必要となっている。



このため、様々な分野の委託業務のうち、業務内容等を勘案しながら、ランダム・カット式指名選考の導入が可能な業務について、試行の取組が行えるよう、基準づくりなどについて検討すること。

#### (取組状況)

工事に係るランダム・カット式指名選考の実施状況を踏まえるとともに、委託契約の業務の種類、発注状況、事業者数などの実態を把握に努めてきました。

その結果、委託業務の一部について試行を行うこととし、その取扱いについて通知しました(「工事に係る業務の委託契約におけるランダム・カット式指名選考の試行について」平成14年6月25日付け局総第236号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)。

試行に当たっての考え方等は、次のとおりです。

#### 委託のランダム・カット導入について(試行)

##### 1 対象選定の基本的考え方

成果品の品質に影響が少ないと思われる高度な解析や設計を含まない業務であること。

指名候補者数の確保が可能な業務であること。

##### 2 対象委託業務

測量業務及び地質調査業務とする。

##### 3 対象金額

1件500万円未満のものを対象とする。

##### 4 実施方法

工事のランダム・カットと同様の方法で実施する。

(指名候補者は、指名予定数7人の1.2倍)

##### 5 試行時期

平成14年7月1日以降の業者指名からとする。

#### 第三次意見(平成13年12月12日)

これまで懸案となっていたランダム・カット式指名選考における指名予定数の見直しや、試行を続けてきた予定価格の事前公表における入札結果の状況等を踏まえ、提言を行ったものです。

#### <ランダム・カット式指名選考について>

(1) 発注者の恣意性をできるだけ排除し、指名選考における透明性を確保するため、平成12年8月末からランダム・カット式指名選考が本格実施され、本格実施後1年間の実態調査結果が、11月5日開催された第3回入札等監理委員会に報告された。

調査結果から、ランダム・カットで除外された比率の高い事業者、あるいは、連続して除外された事業者がいるなど、一部に指名機会が極端に均衡を欠いている実態が明らかと

なった。

このため、指名機会の均等による公平な競争を促進する観点から、「指名予定数の1.5倍の数を目途に指名候補者を選定」する現行の運用を見直し、「1.5倍の数を1.2倍程度」とするよう速やかに検討すること。

- (2) 1.5倍の数を縮小するに当たり、各発注機関においては、履行成績や履行経験など指名基準の選定基準の適切な運用に努め、14年度から運用が開始される入札契約総合管理システムの効率的な活用を図り、指名選考の透明性、公平性の向上により一層取り組むこと。

#### (取組状況)

指名機会の均衡による公平な競争を促進する観点から、平成14年1月1日以後の指名選考委員会において指名選考する契約について、指名候補者数の目途を、指名予定数の「1.5倍」の数から、「1.2倍」の数に引き下げることとしました。

#### < 予定価格の事前公表について >

- (1) 予定価格の事前公表については、平成10年度から試行をスタートし、入札制度改善行動計画に基づき、平成12年8月末から本格的な試行に取り組んでいる。

平成12年度及び平成13年度(上期)における入札結果によると、予定価格を事前公表することによって、デメリットといわれる落札価格が高止まりとなっている状況にはなく、入札・契約手続の透明性を確保することや、不正な動きを防止することなどに一定の効果があると考えられる。

このようなことから、予定価格の事前公表については、本格実施に向けて取り組むよう検討すること。

- (2) 本格実施に当たっては、各発注機関の業務執行状況等を踏まえて、平成14年度以降、段階的に取り組むことも考慮すること。

落札率については、今後、継続的にデータを把握していくこととし、高止まりなどの状況が明らかとなった場合には、その時点で、適切な対応を検討すること。

また、現在、予定価格の事前公表の試行に当たって、事業者の積算意欲の減退等を防止するため、積算内訳書の提出を義務付けているが、活用が図られていない実態も一部に見られることから、実施に当たっては、その取扱いについて見直しを行うよう検討すること。

#### (取組状況)

平成14年度から、16年度までの3年間で、予定価格の事前公表を段階的に完全実施していくこととし、おおむね次のとおり実施していく予定にしております。

なお、落札率の継続的データの把握と対応の検討を行うとともに、積算内訳書の活用方法などについて、今後も引き続き検討していくこととしております。

区	分	14年度	15年度	16年度
農政部門	工事	4,000万円以上	2,000万円以上	全件実施
	委託	1,000万円以上	500万円以上	全件実施
水産部門	工事	全件実施		
	委託	全件実施		
林務部門	工事	全件実施		
	委託	全件実施		
建築部門	工 建築	1億4,000万円以上	6,000万円以上	全件実施
		電気・管	4,000万円以上	3,000万円以上
	委託	500万円以上	300万円以上	全件実施
土木部門	工事	6,000万円以上	2,000万円以上	全件実施
	委託	1,000万円以上	500万円以上	全件実施

## 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の施行について

入札契約適正化法及び同法施行令（平成13年政令第34号）が、平成13年4月1日から施行されています。

この法律等により、全ての発注者に対し、毎年度の発注見通しの公表、入札・契約に係る情報の公表、施工体制の適正化、不正行為に対する措置などが義務付けられているほか、各発注者が取り組むべきガイドラインとして、第三者機関によるチェック、苦情処理の方策、入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）、工事の施工状況の評価、その他（不良不適格業者の排除など）が定められています。

このうち、施工体制の適正化に関しては、不良不適格業者排除の観点から、一括下請いわゆる丸投げが全面禁止され、併せて施工体制台帳の提出が義務付けられることなどにより、発注者責任として、施工体制の点検要領等に基づくチェック体制を強化する必要があることから、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」を定めました（「工事現場等における施工体制点検・確認要領の制定について」平成14年1月25日付け建情第1734号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）。

次に、苦情処理の方策に関しては、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するための取扱い（「工事における入札・契約の過程における苦情処理要綱の制定について」平成14年8月19日付け建情第347号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を定めるとともに、再苦情の申立てに係る審議を公正・中立に行うため、平成14年度にあっては、入札等監理委員会を活用し処理することとしました（「入札等監理委員会設置要綱の一部改正について」平成14年8月19日付け総務第3015号総務部長通知）。

なお、行動計画では、発注三部（農政部・水産林務部・建設部）の公共工事（委託業務を含む。）のみを対象としていることから、今後、全庁的な観点から法律等をより適切に運用するための組織機構のあり方や、施工体制の適正化をより一層確保する

ための事務執行体制の強化を図る必要があります。

また、入札・契約手続の指導監察部門のあり方や入札契約適正化法に基づく第三者委員会の設置など、支庁制度改革等の動向も見極めながら、行動計画終了後の平成15年度以降の組織機構のあり方などについても検討を行う必要があります。

### 3 公共工事の効率的な執行について

行動計画の年次目標に沿って公募型などの多様な入札方式が拡大していることや、新たな工事成績評価に基づく完成品の適正な評価への対応、入札契約適正化法に基づく施工体制の適正化の確保など発注部門では技術審査や監督・検査などの業務の増加が見込まれることから、事務手続の簡素化などにより、事務量を軽減する工夫がなお一層求められます。

このため、入札契約総合管理システムの効果的な活用に努めるとともに、ITの活用による電子入札導入等も視野に入れながら、民間との役割分担を進め、民間の能力や技術などの活用を一層図るなど、コストの低減を図りつつ公共工事を効率的に執行するための仕組みづくりに取り組む必要があります。

## お わ り に

行動計画がスタートしてから2年を経過し、改善事項に関連する通達、要領等制度の改正等の措置はほぼ終了し、また、行動計画に掲げた公募型など多様な入札方式拡大の年次計画においても、各年度それぞれ目標値を上回っています。

このことは、行動計画の目標に向かって関係職員が一丸となって努力した結果であると評価しています。

今回の入札制度の改革は、組織的構造的に行われた不適正な行為を二度と繰り返さないとの決意のもとに進められていますが、何より大切なことは、制度を運用する職員一人ひとりの徹底した意識改革であり、入札制度等の改善方策の基本的視点にも触れられているとおり、すべての事業発注が税金をもとに道民の負託によって行われていることを常に念頭において、公共工事の執行に努めることが必要です。

併せて、公共工事等の発注の成果品が適正な水準以上の品質であることを確保するとともに、道民の生活・経済にとって所期の効果を挙げるよう十分配慮する必要があります。

建設業界においては、国や地方公共団体の厳しい財政事情などから、公共投資が縮減されるなど、極めて厳しい経営環境になっておりますが、現在道が取り組んでいる入札制度改革の経緯や目的をご理解いただき、引き続き良質な社会資本の提供や地域の発展に貢献されるとともに、自助努力による構造改革をより一層期待するものです。

今後とも、道民の方々をはじめ関係の方々からのご意見ご提言を伺いながら、入札制度に係る課題や問題点等については、入札等監理委員会で活発な議論に努めることとし、より良い制度づくりに向けてなお一層努力してまいります。